

原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する 意見募集の結果について (緊急時活動レベル (EAL) の見直し)

令和 2 年 2 月 5 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年 12 月 18 日の第 49 回原子力規制委員会において原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施が了承され、令和元年 12 月 19 日から令和 2 年 1 月 17 日まで、行政手続法に基づく意見募集を実施した。

2. 意見募集の実施結果等

(1) 意見募集対象

原子力災害対策指針の一部改正案、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案、及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案

(2) 実施結果等

- ①意見募集の期間 : 令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 1 月 17 日 (30 日間)
 - ②意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口 (e-Gov)、郵送、FAX
 - ③御意見数 : 2 件^{*}
- 提出意見及びこれに対する考え方については、別紙 1 のとおり。

3. 原子力災害対策指針等の改正

2. を踏まえ、別紙 2、別紙 3、及び別紙 4 の案のとおり、決定いただきたい。また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用して公示することとしたい。

4. 今後の対応について

3. の決定後以下のとおり対応する。

- ① 原子力災害対策指針の一部改正については、3. の決定がなされた日から適用する。なお、原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 3 項の規定により、原子力規制委員会決定後速やかに官報に掲載する。あわせて、原子力規制委員会のウェブサイトにも掲載する。

^{*}御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙 1 のとおり 3 件。

- ② 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則については、速やかに公布し、公布の日から6月を経過した日から施行する。
- ③ 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説については、3. の決定がなされた日から適用する。なお、原子力規制委員会のウェブサイトに掲載する。
- ④ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の施行の日から、改正後のEALによる運用を開始するものとする。

5. 添付資料

- 別紙1 原子力災害対策指針（改正案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則類の一部を改正する規則（案）等に関する提出意見とこれに対する考え方（案）
- 別紙2 原子力災害対策指針の一部改正（案）
- 別紙3 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙4 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正（案）
- 参考 原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）（令和元年12月18日原子力規制委員会資料4）

※資料中の青字又は青字下線部分は、意見募集における案からの変更箇所を示す。

原子力災害対策指針（改正案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則類の一部を改正する規則（案）等に関する提出意見とこれに対する考え方（案）

番号	提出意見	考え方
1	指針の一部改正案への意見 別表の1ページの改正前欄の1行目「表2 [同上]」は誤記ではないかと思えます。改正後欄の1行目「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」については、現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の当該箇所には下線が付されているところ、改正後欄では当該下線を削除するという変更がなされているから。	御指摘の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日原子力規制委員会」の正本は官報に掲載したものであり、これには、「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」に下線は付されていませんので、現行のとおりとします。（ホームページに掲載した原子力災害対策指針の当該部分は下線を付してありますが、閲覧上の便宜のためのものであり、内容については変更ありません。）
2	現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の令和元年7月3日の一部改正は19日後の令和元年7月22日に告示が公示されていますが、今回の改正では改正日と同日付けで告示を公示していただけないか。施設敷地周辺の住民等に対して指針の改正内容が速やかに周知されるように。	原子力規制委員会において決定した後に官報への掲載の手続を取るため、決定日と同日に官報への掲載をすることはできませんが、できるだけ速やかに掲載できるように努めて参ります。 なお、ホームページの該当欄に速やかに確定案を掲載するとともに、周知に努力します。

その他原子力災害対策に関する御意見

番号	提出意見	考え方
1	以下に述べるように、身体に著しい影響を及ぼすおそれのない放射能レベルの放射性固体廃棄物を管理している状態の廃止措置段階の原子炉施設と、身体に著しい影響を及ぼすおそれのない放射能レベルの放射性固体廃棄物を容器に収納された状態で取扱い、埋設している第二種廃棄物埋設施設（特に、東海L3）において、ありえない想定シナリオにて訓練を実施することは非現実的であり、訓練は不要であると考えます。 1. 廃止措置プラントに係る意見 今回の変更案で、EALの明確化として「火災、爆発その他これらに類する事象の定義」において、「管理区域外において輸送中の固体廃棄物貯蔵容器の蓋が開いて固体廃棄物が放出しても限定された区域に溜まり拡散される蓋然性が無い場合はこれに該当しない」との記述がなされている。 この記述を踏まえると、一部の廃止措置段階の原子炉施設においては、放射	御指摘の第二種廃棄物埋設施設や廃止措置段階の原子炉施設であって使用済燃料が存在しない、または、使用済燃料貯蔵槽に存在していても十分に冷却されていると認められる施設を含め、原子炉の運転等のための施設は原子力緊急事態に該当する事態となる可能性が否定できないことから、これらの施設を設置する原子力事業者は原則として原子力災害対策特別措置法の適用対象としています。 その上で、同法第2条第3号イからトまでに掲げる者（加工事業の許可を受けた者、試験研究用等原子炉の設置の許可を受けた者、発電用原子炉の設置の許可を受けた者、貯蔵事業の許可を受けた者、再処理事業の指定を受けた者、廃棄事業の許可を受けた者、核燃料物質の使用の許可を受けた者）のうち、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用（廃棄事業

性固体廃棄物が放出しても限定された区域に留まり拡散される蓋然性が無い場合が考えられることから、廃止措置段階の原子炉施設において、施設内に使用済燃料が存在しない、または、使用済燃料貯蔵プールに存在していても十分に冷却されていると認められている施設に対するEALの見直し、あるいは訓練等について原子力災害対策特別措置法(以下、原災法という)の適用除外とすることが可能と考えられるため、今後の課題として検討していただきたい。

廃止措置段階の原子炉施設は、崩壊熱の減少、使用済燃料の搬出、汚染した設備等の解体の進展によって施設の状況やリスクが変化していく。また、基本的に高エネルギー流体等はなく、施設は、静的に維持されており、10条通報事象、15条通報事象に至るような事象は想定できず、発生する事象は、原子炉等規制法に基づく「事故故障等の報告」レベルでの対処になると考えられる。一方、使用済燃料が存在しない廃止措置段階の原子炉施設においても、現行の原災法に基づく計画策定や災害対策訓練が行われているが、法律の定めに従い実施しているだけであり、10条通報事象及び15条通報事象に至る訓練シナリオ、事象進展に無理があり、非現実的である。(なお、原災法はサイト毎になっているため、同一サイト内に運転施設と廃止措置施設がある場合、廃止措置施設は発災施設には設定されることはない。)

2. 第二種廃棄物埋設施設(特に、ピット/トレンチ処分施設)に係る意見

第二種廃棄物埋設施設で取扱う放射性固体廃棄物は、爆発等の危険性のない廃棄物を容器に収納等しており、廃止措置段階の原子炉施設と同様に、静的な状態で取扱われる。例えば、ピット処分対象の濃度上限値に近い廃棄体の容器が何らかの原因で開放しても、その周囲を汚染させるだけで、放射能が拡散し、敷地境界の線量が10条通報、15条通報に至るレベルに上昇させるような事態には至らない。このような現状にもかかわらず原災法に基づき計画を策定し、訓練を実施することとされている。災害に至る可能性がないような施設について、原災法の適用除外の措置ができるような仕組みを検討頂きたい。

者が放射性廃棄物の埋設を行う場合や廃止措置段階の原子炉施設において使用済燃料、核燃料物質によって汚染したものの取扱い等が行われている場合を含む。)する予定がない者は、原子力規制委員会が指定して適用除外とすることができるとされています。

よって、これら以外の者がその施設を使用しているのであれば訓練が必要です。

EALの見直しについては、毎年実施する訓練の経験等を踏まえ不断の見直しを行っております。

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和二年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

改 正 後	改 正 前
<p>表 2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運</p>	<p>表 2 [同上]</p> <p>1. [同上]</p> <p>[同上]</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p>

<p>転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>〔③・④ 略〕</p> <p>⑤ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>〔⑥・⑦ 略〕</p> <p>⑧ <u>原子炉制御御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>〔⑨～⑭ 略〕</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める<u>原子炉施設</u>の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>〔⑩・⑰ 略〕</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動</p>	<p>〔略〕</p>

<p>〔③・④ 同上〕</p> <p>⑤ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>〔⑥・⑦ 同上〕</p> <p>⑧ <u>原子炉制御御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>〔⑨～⑭ 同上〕</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める<u>当該原子炉施設</u>の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>〔⑩・⑰ 同上〕</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動</p>	<p>〔同上〕</p>

を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。

【②・③ 略】

④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。

【⑤・⑥ 略】

⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと
又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
【⑨～⑮ 略】

を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。

【②・③ 同上】

④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。

【⑤・⑥ 同上】

⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと
又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
【⑨～⑮ 同上】

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
----------------	-----------------

[同上]	[同上]
------	------

<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと</u>、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②～⑤ 略]</p> <p>⑥ 全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦～⑩ 略]</p> <p>⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫～⑭ 略]</p>	[略]
---	-----

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネル ネルから原子炉停止信号が発信され、その状態	[略]

<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと</u>又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②～⑤ 同上]</p> <p>⑥ 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦～⑩ 同上]</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなる<u>ことにより</u>、<u>原子炉制御室</u>からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫～⑭ 同上]</p>	[同上]
--	------

2. [同上]

[同上]	[同上]
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネル ネルから原子炉停止信号が発信され、その状態	[同上]

<p>が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ [略]</p> <p>④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【⑤・⑥ 略】</p> <p>⑦ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>【⑧～⑮ 略】</p>			
<p>が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ [同上]</p> <p>④ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>【⑤・⑥ 同上】</p> <p>⑦ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>【⑧～⑮ 同上】</p>			
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>

<p>①・② 略]</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>[④・⑤ 略]</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと <u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑦ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>[⑧～⑭ 略]</p>	[略]
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>[②～④ 略]</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停</p>	[略]

<p>[①・② 同上]</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>[④・⑤ 同上]</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと <u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑦ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>[⑧～⑭ 同上]</p>	[同上]
<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>[②～④ 同上]</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、</p>	[同上]

止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 【⑥～⑨ 略】	⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> 【⑩～⑬ 略】
------------------------------------	--

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② [略] ③ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性</u>	[略]

かつ、その状態が1時間以上継続すること。 【⑥～⑨ 同上】	⑩ <u>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> 【⑩～⑬ 同上】
----------------------------------	---

3. [同上]

[同上]	[同上]
① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② [同上] ③ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u>	[同上]

が生じること。
〔④～⑩ 略〕

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
-------------------	-----------------

〔①・② 略〕
③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。

〔略〕

〔④・⑤ 略〕
⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと
又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

⑦ 原子炉制御御室及び原子炉制御御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報

〔④～⑩ 同上〕

〔同上〕	〔同上〕
------	------

〔①・② 同上〕
③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。

〔同上〕

〔④・⑤ 同上〕
⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと
又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

⑦ 原子炉制御御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

装置の機能の一部が喪失すること。
 [⑧～⑬ 略]

<p>全面緊急事態を判断する EAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
------------------------	------------------------

① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

[②・③ 略]

④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。

[⑤～⑧ 略]

⑨ 原子炉制御御室及び原子炉制御御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の

[略]

[⑧～⑬ 同上]

<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
-------------	-------------

① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

[②・③ 同上]

④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。

[⑤～⑧ 同上]

⑨ 原子炉制御御室が使用できなくなることにより、原子炉制御御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

全ての機能が喪失すること。
 【⑩～⑫ 略】

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表ニ又はホ及び第14条の表ニ又はホに掲げる事象及び1. から3. までは掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

【5. ・6. 略】

7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

<p>警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u></p>	<p>【略】</p>

【⑩～⑫ 同上】

4. 【同上】

これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表ニ又はホ及び第14条の表ニ又はホに掲げる事象に加え、当該施設の特性及び1. から3. までは掲げる施設のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。

【5. ・6. 同上】

7. 【同上】

<p>【同上】</p>	<p>【同上】</p>
<p>① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間</u></p>	<p>【同上】</p>

① 又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
 ② [略]
 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
 [④～⑩ 略]

施設敷地緊急事態を判断する EAL

緊急事態区分における措置の概要

① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。
 ② [略]
 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと
 ④ 又は当該貯蔵槽の液位を維持できないこと

以上継続すること。
 ② [同上]
 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
 [④～⑩ 同上]

[同上]

[同上]

① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。
 ② [同上]
 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと
 ④ 又は当該貯蔵槽の液位を維持できないこと

<p>それがあある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>【⑤～⑧ 略】</p>	
---	--

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>【②・③ 略】</p> <p>④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が</u></p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>【略】</p>
--	-----------------------------------

<p>それがあある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>【⑤～⑧ 同上】</p>	
--	--

<p>【同上】</p> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>【②・③ 同上】</p> <p>④ <u>原子炉制御室が使用できなくなる</u>ことにより</p>	<p>【同上】</p>
--	-------------

<p>使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室内に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>【⑤・⑥ 略】</p>	
<p>〔8．．9． 略〕</p>	
<p>、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室内に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>【⑤・⑥ 同上】</p>	
<p>〔8．．9． 同上〕</p>	

備考 表中の「 」の記載は注記である。

※本別表に原子力規制委員会において別途審議される「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果について（核燃料物質等の陸上輸送時災害への初動対応手順明確化を踏まえた記載内容の充実）」に係る決定に基づく内容を加え、一括して告示する予定。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年 文
部科学省 令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は
経済産業省 令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は
、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前				
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十一 原子炉制御室外操作盤室 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第四項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十七条第四項に規定する装置が施設された室をいう。</p> <p>「略」</p> <p>第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p> <table border="1" data-bbox="194 526 683 1070"> <tr> <td data-bbox="194 526 683 548">イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四</td> <td data-bbox="194 548 683 1070"> <p>「(1)〜(3) 略」</p> <p>(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>「(5)・(6) 略」</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原</p> </td> </tr> </table>	イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四	<p>「(1)〜(3) 略」</p> <p>(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>「(5)・(6) 略」</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十一 「同上」</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <table border="1" data-bbox="194 1422 683 1966"> <tr> <td data-bbox="194 1422 683 1444">イ 「同上」</td> <td data-bbox="194 1444 683 1966"> <p>「(1)〜(3) 同上」</p> <p>(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>「(5)・(6) 同上」</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原</p> </td> </tr> </table>	イ 「同上」	<p>「(1)〜(3) 同上」</p> <p>(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>「(5)・(6) 同上」</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原</p>
イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四	<p>「(1)〜(3) 略」</p> <p>(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>「(5)・(6) 略」</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原</p>				
イ 「同上」	<p>「(1)〜(3) 同上」</p> <p>(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>「(5)・(6) 同上」</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(8) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原</p>				

<p>号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>
<p>子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔9〕〔14〕略</p>	<p>〔1〕〔2〕略</p> <p>〔3〕 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>〔4〕〔5〕略</p> <p>〔6〕 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>〔7〕 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔8〕〔13〕略</p>
<p>ロ 〔同上〕</p>	<p>〔1〕〔2〕略</p>
<p>子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔9〕〔14〕同上</p>	<p>〔1〕〔2〕同上</p> <p>〔3〕 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>〔4〕〔5〕同上</p> <p>〔6〕 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>〔7〕 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔8〕〔13〕同上</p>

「リスト略」

ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

〔1〕・〔2〕略

(3) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。

〔4〕・〔5〕略

(6) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

(7) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

〔8〕・〔12〕略

「リスト 同上」

ハ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。

〔4〕・〔5〕 同上

(6) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

(7) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

〔8〕・〔12〕 同上

<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	<p>(1) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。</p> <p>(2) 「略」</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
---	--

<p>チ 「同上」</p>	<p>(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(4) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
---------------	--

「リ・ヌ 略」	失すること。 〔5〕 〔7〕 略
二 「略」	第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
イ 沸騰水型軽水炉（ 実用発電用のものに 限り、東京電力株式 会社福島第一原子力 発電所原子炉施設の うち、一号炉、二号 炉、三号炉及び四号 炉を除く。）に係る 原子炉の運転等のた めの施設（当該施設 が規制法第四十三条 の三の六第一項第四 号の基準に適合しな い場合又は原子炉容 器内に照射済燃料集 合体が存在しない場 合を除く。）	<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕 〔5〕 略</p> <p>(6) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔7〕 〔10〕 略</p> <p>(11) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることに より原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失する こと、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく は原子炉施設の異常を表示する警報 装置の全ての機能が喪失すること。</p>

「リ・ヌ 同上」	〔5〕 〔7〕 同上
二 「同上」	第十四条 「同上」
イ 「同上」	<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕 〔5〕 同上</p> <p>(6) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔7〕 〔10〕 同上</p> <p>(11) 原子炉制御室が使用できなくなる ことにより、原子炉制御室からの原 子炉を停止する機能及び冷温停止状 態を維持する機能が喪失すること又 は原子炉施設に異常が発生した場合 において、原子炉制御室に設置する 原子炉施設の状態を表示する装置若 しくは原子炉施設の異常を表示する 警報装置の全ての機能が喪失するこ と。</p>

<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>〔12・13〕略</p>
<p>〔2〕・〔3〕略</p>	<p>〔1〕 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと</u>、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕～〔4〕略</p> <p>〔5〕 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔6〕～〔9〕略</p> <p>〔10〕 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔11〕・〔12〕略</p>	<p>〔12・13〕略</p>

<p>ハ 〔同上〕</p>	<p>ロ 〔同上〕</p>	<p>〔12・13〕同上</p>
<p>〔2〕・〔3〕 同上</p>	<p>〔1〕 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと</u>又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕～〔4〕 同上</p> <p>〔5〕 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔6〕～〔9〕 同上</p> <p>〔10〕 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔11〕・〔12〕 同上</p>	<p>〔12・13〕 同上</p>

<p>ニ ナトリウム冷却型高速炉（ハに規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しな</p>	<p>射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>
<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕〔9〕略</p>	<p>(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔5〕〔8〕略</p> <p>(9) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔10〕〔11〕略</p>

<p>ニ 〔同上〕</p>	
<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕〔9〕 同上</p>	<p>(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔5〕〔8〕 同上</p> <p>(9) 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔10〕〔11〕 同上</p>

<p>い場合を除く。）</p>	<p>「ホト 略」</p>	<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>
	<p>「ホト 同上」</p>	<p>(1) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔2〕〔3〕 略</p> <p>(4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることに より原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失する こと、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく は原子炉施設の異常を表示する警報 装置の全ての機能が喪失すること。</p>
<p>い場合を除く。）</p>	<p>「ホト 同上」</p>	<p>チ 「同上」</p>
	<p>「ホト 同上」</p>	<p>(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔2〕〔3〕 同上</p> <p>(4) 原子炉制御室が使用できなくなる ことにより、原子炉制御室からの原 子炉を停止する機能及び冷温停止状 態を維持する機能が喪失すること又 は原子炉施設に異常が発生した場合 において、原子炉制御室に設置する 原子炉施設の状態を表示する装置若 しくは原子炉施設の異常を表示する 警報装置の全ての機能が喪失するこ と。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	「リ・ヌ 略」	(5) 「略」
	「リ・ヌ 同上」	(5) 「同上」

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号）の一部を次のとおり改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部
改正について

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号）の一部を別表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和 年 月 日から施行する。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 (新旧対照表)

改正後	現行規定 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（平成29年7月5日全部改正）
<p style="text-align: center;">原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 原子力規制庁</p> <p>I. はじめに</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要な防護措置を講じるため、原子力規制委員会は原子力災害対策指針において、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれ果たすべき役割を明らかにするとともに、各区分を判断するための施設の状態等に基づく緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を設定している。</p> <p>原子力事業者は上記の緊急事態区分に従い、各原子力施設の特性及び所在する地域の状況に応じた具体的なEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</p> <p>原子力事業者は、原子力施設に異常が発生した場合、当該EALに従って関係機関に通報等を行う必要がある。</p> <p>この規程は、原子力災害対策指針に規定する原子炉の運転等のための施設ごとのEALの詳細を解説することにより、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を適切に定め、施設に異常等が発生した場合において適切に緊急事態区分を判断し、通報等が行えるようにすることを目的とする。</p> <p>II. 緊急事態区分を判断する基準の解説における共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転中及び停止中について <p>「原子炉の運転中」及び「原子炉の停止中」の詳細については、保安規定に従い、原子力事業者が原子炉の運転の状態（モード）に応じて設定をするものとする。</p> ・計画された機能喪失について <p>保安規定に従ってあらかじめ計画された機能の喪失については、緊急事態区分を判断する基準の対象外とする。</p> ・通報等の運用について <p>原子力施設に異常な事象が発生した場合において、その事象が同時に複数の緊急事態区分に該当する事象であるときは、原子力事業者は複数の通報等を行う必要があり、住民防護の早期実施の観点から、①全面緊急事態に該当する事象、②施設敷地緊急事態に該当する事象、③警戒事態に該当する事象の順に優先順位を付け通報等を行うこととする。また、通報等については、原子力施設の異常な事象について情報共有を図る観点から可能な限り網羅的に通報等を行うものとするが、これに固執し緊急事態への対応が遅れがあってはならない。例えば、原子力防災管理者が緊急事態区分に該当する事象について通報等した場合において、上記事象と同一の緊急事態区分に該当する事象又は上記事象より優先順位が劣後する緊急事態区分に該当する事象を認識したときは、直ちに当該事象の通報等を行うものとする。</p> <p>応急措置等により、通報した原子力施設の異常な事象が緊急事態区分に該当しなくなった場合は、その事象について原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第25条第2項の規定に基づき報告するものとする。</p> <p>・「その他これらに類する事象」について</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）第6条第3項及び第4項の「その他これらに類する事象」とは、放射性物質の閉じ込め機能又は放射線の遮へい及び放出低減機能に異常が生じた場合であって、放射性物</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 原子力規制庁</p> <p>I. はじめに</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要な防護措置を講じるため、原子力規制委員会は原子力災害対策指針において、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれ果たすべき役割を明らかにするとともに、各区分を判断するための施設の状況等に基づく緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を設定している。</p> <p>原子力事業者は上記の緊急事態区分に従い、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じた具体的なEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</p> <p>原子力事業者は、原子力施設に異常が発生した場合、当該EALに従って関係機関に通報等を行う必要がある。</p> <p>この規程は、原子力災害対策指針に規定する各原子炉の運転等のための施設ごとのEALの詳細を解説することにより、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を適切に定め、施設に異常等が発生した場合において適切に緊急事態区分を判断し、通報等が行えるようにすることを目的とする。</p> <p>II. 緊急事態区分を判断する基準の解説における共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転中及び停止中について <p>「原子炉の運転中」及び「原子炉の停止中」の詳細については、保安規定に従い、原子力事業者が原子炉の運転の状態（モード）に応じて設定をするものとする。</p> ・計画された機能喪失について <p>保安規定に従ってあらかじめ計画された機能の喪失については、緊急事態区分を判断する基準の対象外とする。</p> ・通報等の運用について <p>原子力施設に異常な事態が発生した場合において、同時に複数の緊急事態区分に該当するときは、原子力事業者は一つの異常な事態について、複数の通報等を行う必要があり、住民防護の早期実施の観点から、①全面緊急事態に該当する事象、②施設敷地緊急事態に該当する事象、③警戒事態に該当する事象の順に優先順位を付け通報等を行うこととする。また、通報等については、原子力施設の異常な状態について情報共有を図る観点から可能な限り網羅的に通報等を行うものとするが、これに固執し緊急事態への対応が遅れがあってはならない。例えば、原子力防災管理者が緊急事態区分に該当する事象について通報等した場合において、上記事象と同一の緊急事態区分に該当する事象又は上記事象より優先順位が劣後する緊急事態区分に該当する事象を認識したときは、直ちに当該事象の通報等を行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

質又は放射線が管理区域外へ放出及び拡散されるおそれのある事象をいう。例えば、管理区域外において運搬中の固体廃棄物貯蔵容器の蓋が開いて固体廃棄物が放出しても限定された区域に留まり拡散される蓋然性がない場合はこれに該当しない。

・通報の確認について

原災法第10条に規定する通報を行う場合において、ファクシミリ装置等の通信設備の異常等によって原災法第10条に規定する通報先への一斉の通報が困難となるおそれがある。このようなおそれがある場合には、一斉の通報とならないことが想定されるが、一方的な連絡ではなく、なるべく早く到達する手段を用いて通報し、通報先に電話等で着信の確認を行うことは当然のことである。

・各原子力事業所所在市町村の範囲

各原子力事業所所在市町村の範囲は、原子力規制委員会初動対応マニュアルの定めるところによるものとする。

III. 原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する場合について

原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する場合に係る解説については、それぞれ施設敷地緊急事態を判断するEAL及び全面緊急事態を判断するEALに係る解説と同様とする。

以上

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合*又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停</p>		<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る) 「<u>全ての停止操作により原子炉を</u></p>

・通報の確認について

原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条に規定する通報を行う場合において、ファクシミリ装置等の通信設備の異常等によって原災法第10条に規定する通報先への一斉の通報が困難となるおそれがある。このようなおそれがある場合には、一斉の通報とならないことが想定されるが、一方的な連絡ではなく、なるべく早く到達する手段を用いて通報し、通報先に電話等で着信の確認を行うことは当然のことである。

・各原子力事業所所在市町村の範囲

各原子力事業所所在市町村の範囲は、原子力規制委員会初動対応マニュアルの定めるところによるものとする。

III. 原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する事象について

原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する事象に係る解説については、それぞれ施設敷地緊急事態を判断するEAL及び全面緊急事態を判断するEALに係る解説と同様とする。

以上

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合*又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>(解説) 当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らな</p>		<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「<u>原子炉の非常停止が必要な場合</u>」とは、<u>原子炉で異常な過渡変化等が発生し、当該原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉スクラム設定値に達した場合をいう。</u></p> <p>「<u>原子炉を停止することができな</u></p>

<p>止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p><u>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</u></p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。</p> <p><u>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉スクラム設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。</u></p> <p><u>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラム及び原子炉制御室からの全制御棒の挿入操作ができないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>		<p><u>停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラムその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA T W S緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。以下同じ。）及びほう酸水注入設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>	<p>い可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>		<p><u>いこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラムその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>
<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に<u>規定する保安規定</u>をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない<u>こと、又は原子炉の運転中に非常用炉</u></p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）</u></p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説）</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に<u>規定するもの</u>をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない<u>こと</u>。</p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置等</u>のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説）</p>

心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

(解説)
 非常用炉心冷却装置（以下この表において「ECCS」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。
また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、ECCSの作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。

のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

(解説)
 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
 「非常用炉心冷却装置等」とは、ECCS及び原子炉隔離時冷却系に係る装置（以下この表においてこれらを「DB設備」という。）のほか、**重大事故等の防止**のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。
 「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（ECCSの作動失敗等）に**自動起動し、**又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は**含まない**（以下この表において同じ。）。

当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備**若しくは**SA設備のポンプが起動しないこと**又は**これらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。
 なお、1系統以上のDB設備やSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

(注) 高圧注水系及び低圧注水系は、施設のタイプにより以下のように分類される。

	ABWR	BWR-5	BWR-2~4
高圧注水系	高圧炉心注水系 原子炉隔離時冷却系	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系	高圧注水系 原子炉隔離時冷却系
低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系
(BWR-4のみ)			
		低圧炉心スプレイ系	炉心スプレイ系

③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。

②<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち

③<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等

(解説)
 非常用炉心冷却装置（以下この表において「ECCS」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。
(新設)

(解説)
 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
 「非常用炉心冷却装置等」とは、ECCS及び原子炉隔離時冷却系に係る装置（以下この表においてこれらを「DB設備」という。）のほか、**重大事故防止**のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。
 「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（ECCSの作動失敗等）に**自動起動する、**又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は**含まれない**（以下この表において同じ。）。

当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備**や**SA設備のポンプが起動しないこと、これらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。
 なお、1系統以上のDB設備やSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

(注) 高圧注水系及び低圧注水系は、施設のタイプにより以下のように分類される。

	ABWR	BWR-5	BWR-2~4
高圧注水系	高圧炉心注水系 原子炉隔離時冷却系	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系	高圧注水系 原子炉隔離時冷却系
低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系
(BWR-4のみ)			
		低圧炉心スプレイ系	炉心スプレイ系

③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。

②<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち

③<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等

<p>(解説) 注水が適切に行われれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能喪失という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 給水機能に原子炉隔離時冷却系は含まない。 「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 (解説) 上記の場合においても主蒸気逃がし弁の開放等により原子炉の圧力を減圧して非常用の低圧注水系（低圧炉心スプレイ系又は低圧注水系等）により注水されれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能が喪失し、かつ、非常用炉心冷却装置等のうち高圧のECCS、原子炉隔離時冷却系に係る装置等による注水ができないという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>による注水が直ちにできないこと。 (解説) 原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	<p>(解説) 注水が適切に行われれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能喪失という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 給水機能に原子炉隔離時冷却系は含まない。 「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 (解説) 上記の場合においても主蒸気逃がし弁の開放等により原子炉の圧力を減圧して非常用の低圧注水系（低圧炉心スプレイ系又は低圧注水系等）により注水されれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能が喪失し、かつ、非常用炉心冷却装置等のうち高圧のECCS、原子炉隔離時冷却系に係る装置等による注水ができないという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>による注水が直ちにできないこと。 (解説) 原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上のDB設備やSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>
<p>④<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の状態が続き、残りの残留熱除去機能が失われた場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心損傷に至る可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 <u>「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、残留熱除去系の系統のうち使用可能な系統が残り1系統になることをいう。</u></p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 (解説) 上記の状態が長期にわたった場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心の損傷に至る可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失すること」とは、主復水器の真空度が一定以上低下すること、原子炉から主復水器に至る配管のうち一の配管において、2基の主蒸気隔離弁を開放できないこと等をいう。 「当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと」とは、残留熱除去系の停止時冷却モード等除熱するための全てのモードが使用不能になり、さらにSA設備のうちDB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）</p>	<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (解説) 原子炉格納容器の圧力上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能を喪失する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること」とは、サブプレッションプール水の平均温度が100℃以上となる状態が継続すること等をいう。</p>	<p>④<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の状態が続き、残りの残留熱除去機能が失われた場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心損傷に至る可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 <u>「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、残留熱除去系の系統のうち使用可能な系統が残り1系統になることをいう。</u></p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 (解説) 上記の状態が長期にわたった場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心の損傷に至る可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失すること」とは、主復水器の真空度が一定以上低下すること、原子炉から主復水器に至る配管のうち一の配管において、2基の主蒸気隔離弁を開放できないこと等をいう。 「当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと」とは、残留熱除去系の停止時冷却モード等除熱するための全てのモードが使用不能になり、さらにSA設備のうちDB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）</p>	<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (解説) 原子炉格納容器の圧力上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能を喪失する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること」とは、サブプレッションプール水の平均温度が100℃以上となる状態が継続すること等をいう。</p>

	及び即応性を有する設備が機能しないことをいう。 なお、交流電源喪失時の 電源切替え に伴う30分以内の残留熱除去系装置等の機能停止は、施設敷地緊急事態の判断とはならない。			及び即応性を有する設備が機能しないことをいう。 なお、交流電源喪失時の 電源切り替え に伴う30分以内の残留熱除去系装置等の機能停止は、施設敷地緊急事態の判断とはならない。	
⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な 状態又はそのおそれがある状態である ことから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、 警戒事態 の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。) 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する(以下この表において同じ。)	④<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 非常用交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30分間以上 継続すること。 (解説) 上記の場合、原子炉隔離時冷却系等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 (削る) なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、 非常用交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	⑥<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 非常用交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、 非常用交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。	⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な 状態になる ことから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、 これについても警戒事態 の判断基準とする。 (新設) (新設)	④<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30分以上 継続すること。 (解説) 上記の場合、原子炉隔離時冷却系等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機(常設代替電源設備を含む。)から受電できないことをいう(以下この表において同じ。) なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、 交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	⑥<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、 交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。
	⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供	⑦<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5		⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供	⑦<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5

<p>給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>	<p>給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>
	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 <u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 <u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 <u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>
<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>(解説) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には通常直ちに</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>(解説) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には通常直ちに</p>
<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p>

<p>原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の停止中」は、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を除く（以下この表において同じ。）。</p>	<p>（解説）</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には、通常直ちに原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られる。しかし、当該原子炉容器内の水位が異常低設定値（ECCS（低圧で注水するものに限る。）が作動する水位をいう。）まで低下した場合において、当該ECCSによる注水ができない場合には、注水機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>（解説）</p> <p>上記の場合において、ECCS（低圧で注水するものに限る。）による注水ができないときに、SA設備による注水ができなければ、原子炉容器内の水位の低下が継続する状態であり、炉心の損傷に至る可能性が高くなるため、事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の停止中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を除く（以下この表において同じ。）。</p>	<p>（解説）</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には、通常直ちに原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られる。しかし、当該原子炉容器内の水位が異常低設定値（ECCS（低圧で注水するものに限る。）が作動する水位をいう。）まで低下した場合において、当該ECCSによる注水ができない場合には、注水機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>（解説）</p> <p>上記の場合において、全てのECCS（低圧で注水するものに限る。）による注水ができないときに、SA設備による注水ができなければ、原子炉容器内の水位の低下が継続する状態であり、炉心の損傷に至る可能性が高くなるため、事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持でき</p>	<p>⑩<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メー</p>	<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できな</p>	<p>⑩<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メー</p>

	<p><u>ないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</u></p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>トルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下する<u>こと、又は低下しているおそれがある場合をいう。</u></p>		<p><u>いこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</u></p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>トルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下する<u>こと又は低下しているおそれがある場合をいう。</u></p>
<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは<u>原子炉施設</u>の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p>	<p>⑪<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</u></p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室の環境が悪化し、</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその附属施設</u>の状態を表示する装置若しくは<u>原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）</u>の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>⑪<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p>（新設）</p>
	<p>⑪<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>上記の状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に<u>鑑み</u>、施設</p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>（解説）</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後に</u>圧力上昇又は温度上昇が</p>		<p>⑪<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>上記の様な状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に<u>鑑み</u></p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>（解説）</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後、更に</u>圧力上昇又は温度上</p>

	敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。		施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。
⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失 するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失 するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑬<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑫<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁の喪失 するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁の喪失 するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑬<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑫<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。
⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。		⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	

<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑩<火災又は溢水の発生> 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画にお</p>	<p>⑩<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>⑩<火災又は溢水の発生> 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>⑩<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	

<p>いて記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>					
	<p>⑫<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>（解説） 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>⑫<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>（解説） 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
<p>⑭<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>		<p>⑭<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（新設） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総</p>	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（新設） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総</p>	

	日から4月21日までの検出値の総件数	日から4月21日までの検出値の総件数		件数	件数
⑫—⑰<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 若しくは 設計基準を超える外部事象が発生した場合、 又は 、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	⑮<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	⑫—⑰<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 又は 設計基準を超える外部事象が発生した場合、 若しくは 、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	⑮<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

※「当該施設が**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「**炉規法**」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない こと、又は原子炉の非常停止		①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、 全ての停止操作 により原子炉を停止することができない こと、又は停止したことを確認することができないこと。

※「当該施設が**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「**規制法**」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない こと。		①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、 制御棒の挿入 により原子炉を停止することができない こと 又は停止したことを確認することができないこと。

<p><u>が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>(解説)</p> <p><u>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態</u>においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p><u>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</u></p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。</p> <p><u>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。</u></p> <p><u>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと若しくは停止したことを確認することができないこと」</u></p>		<p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>	<p>(解説)</p> <p><u>当該状態</u>においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		<p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、当該原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。</u></p> <p><u>「原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>
--	--	--	---	--	---

<p>とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>					
<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（解説） 非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p><u>また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</u></p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、<u>重大事故等の防止</u>のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。）」であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に<u>自動起動し</u>、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動でき</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>（解説） 非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、<u>重大事故防止</u>のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。）」であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に<u>自動起動する</u>、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動でき</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備やSA設備のポンプが起動しないこと、これらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

	ることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は <u>含まない</u> （以下この表において同じ。）。			ることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は <u>含まれない</u> （以下この表において同じ。）。	
<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するSA設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において<u>一次</u>冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説）</p> <p><u>一次</u>冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、<u>二次</u>冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>（削る）</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するSA設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において<u>1次</u>冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説）</p> <p><u>1次</u>冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、<u>1次</u>冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>（削る）</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>
<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p><u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（解説）</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な<u>状態又はそのおそれがある状態である</u>ことか</p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>30分間以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>⑤<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p><u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（解説）</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な<u>状態になる</u>ことから、警戒事態の判断基準とす</p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>30分以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、</u></p>	<p>⑤<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発</p>

<p>ら、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>	<p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>る。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>かつ、全ての非常用ディーゼル発電機（常設代替電源設備を含む。）から受電できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>
	<p>④<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>⑥<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>		<p>④<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>⑥<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備から電気をいう。</p>
		<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>			<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>

		<p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>			<p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>
<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉容器内の水位を下げた状態で、上記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉容器内の水位を下げた状態で、上記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られ</p>	<p>⑨<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られ</p>	<p>⑨<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集</p>

<p>戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>るが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「<u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合</u>」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで<u>低下すること</u>、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>	<p>戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>るが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「<u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合</u>」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで<u>低下すること</u>又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>
<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断</p>	<p>⑩<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことによって</u>、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその付属施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑩<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>、<u>原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失する<u>こと</u>又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>原子炉の</u>安全な状態を確保できなくなる<u>ことから</u>、全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	<p>基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p>	<p>ら、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</u></p>		(新設)	(新設)
	<p>⑩<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>上記の状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後に</u>圧力上昇又は温度上昇が継続した<u>場合には</u>、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>⑩<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>上記の様な状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後、更に</u>圧力上昇又は温度上昇が継続した<u>場合には</u>放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑩<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) <u>燃料被覆管障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>2) <u>原子炉冷却系障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>3) 燃料被覆管障壁の喪失</p> <p>4) 原子炉冷却系障壁の喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action</p>	<p>⑫<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p>	<p>⑪<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説) 以下のケースが考えられる。</p> <p>燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	<p>⑩<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) <u>燃料被覆管障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>2) <u>原子炉冷却系障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>3) 燃料被覆管障壁の喪失</p> <p>4) 原子炉冷却系障壁の喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action</p>	<p>⑫<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p>	<p>⑪<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説) 以下のケースが考えられる。</p> <p>燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

<p>Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	<p>3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>		<p>Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	<p>3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	
<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	

<p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
	<p>⑪<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>⑪<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>		<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>
<p>⑪—⑮<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれが</p>	<p>⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>⑪—⑮<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれが</p>	<p>⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

<p>あることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>事象が発生すること。</p> <p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>あることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>事象が発生すること。</p> <p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>
--	--	---	--	--	---

※「当該施設が**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（~~昭和53年通商産業省令第77号~~）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

3. ナトリウム冷却型高速炉（**炉規法**第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(解説)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅは、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在したまま廃止措置計画が認可され、廃止措置が講じられている施設固有の特性及び状態にあることから、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在する間の具体的なEALの設定については、3.及び5.に掲げるEALの枠組みを参考に、当該施設の特性及び状態を踏まえて原子力事業者が行う。

※「当該施設が**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

3. ナトリウム冷却型高速炉（**規制法**第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(新設)

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
		<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>具体的には原子炉自動トリップ（主炉停止系、後備炉停止系）、原子</p>			<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>具体的には原子炉自動トリップ（主炉停止系、後備炉停止系）、原子</p>

		炉手動トリップ及び原子炉自動トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップに失敗する事象である。			炉手動トリップ及び原子炉自動トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップに失敗する事象である。
	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材を <u>くみ上げる</u> 設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。</p> <p>炉心の損傷に至る可能性が高いことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、もんじゅにおける補助冷却設備の <u>自然循環除熱又は</u>メンテナンス冷却設備のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材を <u>汲み上げる</u> 設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。</p> <p>炉心の損傷に至る可能性が高いことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、もんじゅにおける補助冷却設備の <u>自然循環除熱、</u>メンテナンス冷却設備のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
	<p>②<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>②<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
<p>①<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p><u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての <u>非常用交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>30分間以上</u>（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する <u>規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第</u></p>	<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての <u>非常用交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>1時間以上</u>（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する <u>規則第58条第1項</u> 及び研究開発段階発電用原子炉及</p>	<p>①<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p><u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>30分以上</u>（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する <u>規則第58条第1項</u> 及び研究開発段階発電用原子炉及びその</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>1時間以上</u>（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する <u>規則第57条第1項</u> 及び研究開発段階発電用原子炉及びその</p>

<p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であるになることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設の非常用発電機から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>	<p>58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、補助冷却設備による自然循環除熱等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る) なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状況であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、補助冷却設備による自然循環除熱等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機（常設の非常用発電機を含む。）から受電できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状況であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>
	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>

		<p>⑥<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>			<p>⑥<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>
	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の停止中に<u>補助冷却設備及びメンテナンス冷却系により残留熱の除去（補助冷却設備による自然循環除熱も含む。）</u>を行っているが、これら全ての除熱機能が喪失した場合であり、直ちに炉心の損傷に至ることではないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部が露出するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>		<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の停止中に<u>補助冷却設備（自然循環除熱も含む。）及びメンテナンス冷却系により残留熱の除去</u>を行っているが、これら全ての除熱機能が喪失した場合であり、直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部が露出するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>
<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合</p>	<p>⑧<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当</p>	<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合</p>	<p>⑧<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当</p>

<p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性のあること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあるときは、上記と同様な状況にある可能性のあること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性のあること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあるときは、上記と同様な状況にある可能性のあること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>③<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 <u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなく</u></p>	<p>⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、全面緊急事態の判断基準とする。 <u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなく</u></p>	<p>③<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失する<u>こと</u>又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説) <u>原子炉の</u>安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p>

	なる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	なることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。			「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。
	⑩<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 (解説) 上記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は、施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	③<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (解説) 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。		⑩<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 (解説) 上記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は、施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	③<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (解説) 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。
⑥<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事	⑩<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑥<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁の喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事	⑩<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。

	業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。			業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	
④<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が 喪失する前に 関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。	⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。		④<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が 喪失する以前に 関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。	⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。	
⑤<火災又は溢水の発生> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力	⑨<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の 場合は 、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力		⑤<火災又は溢水の発生> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力	⑨<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の 場合 、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力	

<p>規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
	<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>⑪<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>		<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>⑪<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>
<p>⑦—⑩<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑫<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦—⑩<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑫<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

(解説)
これらの施設については、その特性が多様であることから、具体的なEALの設定については、次に掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。
① ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設にあっては、通報規則第7条第1号の表二及び第14条の表二に掲げる事象（下表の解説部分を含む。）
② 試験研究用原子炉施設にあっては、通報規則第7条第1号の表ホ及び第14条の表ホに掲げる事象

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

(解説)
これらの施設については、その特性が多様であることから、具体的なEALの設定については、次に掲げる事象に加え、当該施設の特性及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。
① ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）第7条第1号の表二及び第14条の表二に掲げる事象（下表の解説部分を含む。）

		② 試験研究用原子炉施設にあっては、通報規則第7条第1号の表ホ及び第14条の表ホに掲げる事象	
(1) 原災法第10条に基づく通報の事象	(2) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象	(1) 原災法第10条に基づく通報の事象	(2) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象
	<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができない<u>こと</u>、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>具体的には原子炉自動スクラム(主炉停止系、後備炉停止系)、原子炉手動スクラム及び原子炉自動スクラム遮断器の手動開放による原子炉スクラムに失敗する事象である。</p>		<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができない<u>こと</u>又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>具体的には原子炉自動スクラム(主炉停止系、後備炉停止系)、原子炉手動スクラム及び原子炉自動スクラム遮断器の手動開放による原子炉スクラムに失敗する事象である。</p>
<p>①<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材を<u>くみ上げる</u>設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>くみ上げ</u>量を超える漏えいが発生することにより、冷却機能が失われることから、通報の事象とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、主冷却系の自然循環除熱、補助冷却系のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材を<u>汲み上げる</u>設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>汲み上げ</u>量を超える漏えいが発生することにより、冷却機能が失われることから、通報の事象とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、主冷却系の自然循環除熱、補助冷却系のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>
<p>②<原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が</p>		<p>②<原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が</p>	

	<p>喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、通報の事象とする。</p>			<p>喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、通報の事象とする。</p>	
	<p>③<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。 「5分間以上」とは、電源の瞬停等を除外するために定めたものである(以下この表において同じ。)</p>			<p>③<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。 「5分以上」とは、電源の瞬停等を除外するために定めたものである(以下この表において同じ。)</p>	
	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 非常用直流電源系が1系統になった場合に直ちに原子炉や原子炉格納容器の健全性が脅かされるものではないが、原子炉施設の監視・制御機能が低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、通報の事象とする。</p>	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>		<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 非常用直流電源系が1系統になった場合に直ちに原子炉や原子炉格納容器の健全性が脅かされるものではないが、原子炉施設の監視・制御機能が低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、通報の事象とする。</p>	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>

		<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説） 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水が喪失することによる冷却能力の低下等により、炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとする。</p>			<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説） 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水が喪失することによる冷却能力の低下等により、炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとする。</p>
	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説） 直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説） 直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部の露出という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が照射済燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>		<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説） 直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説） 直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部の露出という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が照射済燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>
		<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済</p>			<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済</p>

		<p>燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>			<p>燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて原子力緊急事態宣言の発生を示す事象とする。</p>
	<p>⑥<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉制御室以外の場所から原子炉を停止すること及び原子炉から残留熱を除去することができるが、原子炉制御室が使用できなくなるといふ事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「原子炉制御室が使用できなくなること」とは、原子炉制御室に火災等の事態が発生し、全ての操作員が退去しなければならないような事態が生じることをいう。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>		<p>⑥<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉制御室以外の場所から原子炉を停止すること及び原子炉から残留熱を除去することができるが、原子炉制御室が使用できなくなるといふ事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「原子炉制御室が使用できなくなること」とは、原子炉制御室に火災等の事態が発生し、全ての操作員が退去しなければならないような事態が生じることをいう。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>
		③<原子炉格納容器機能の異常>			③<原子炉格納容器機能の異常>

		<p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えい事象が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達する事象又は原子炉格納容器内の温度が当該格納容器の設計上の最高使用温度に達した事象であり、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>			<p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えい事象が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達する事象又は原子炉格納容器内の温度が当該格納容器の設計上の最高使用温度に達した事象であり、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、原子力緊急事態宣言の発生を示す事象とする。</p>
	<p>⑧<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑩<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>		<p>⑧<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑩<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>
	<p>⑦<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊</p>	<p>⑨<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>		<p>⑦<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外の起因による事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊</p>	<p>⑨<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外の起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>

	<p>急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があることから通報の事象とする。</p>			<p>急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があることから通報の事象とする。</p>	
--	--	--	--	--	--

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態 を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態レベル を判断するEAL
<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。			維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。		
	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>		<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
<p>②—⑥<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②—⑥<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
--	---	--	--	---	--

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態 を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態レベル を判断するEAL
<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できな</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できな</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

<p>いおそれがある場合をいう。</p>	<p>②<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>いおそれがある場合をいう。</p>	<p>②<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
<p>②—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
--	---	--	--	---	--

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものについては、**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものについては、**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)></p> <p>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。)</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上)継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>照射済燃料集合体の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>照射済燃料集合体の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>照射済燃料集合体の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機(常設の非常用発電機を含む。)か</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>照射済燃料集合体の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急</p>

<p><u>交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</u></p>	<p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>面緊急事態の判断基準とはならない。</p>		<p><u>ら受電できないことをいう（以下この表において同じ。）。</u></p> <p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、<u>交流母線</u>からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>事態の判断基準とはならない。</p>
	<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が<u>5分間以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった<u>場合は</u>、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>5分間以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が<u>5分以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった<u>場合</u>、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>5分以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下することをいう。</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり液位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準</p>	<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下することをいう。</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある</p>

	<p>当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の液位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の液位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>		<p>当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の液位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の液位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下すること又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>
<p>③<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施</u></p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の</u></p>	<p>③<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその付属施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p>(新設)</p>

	設敷地緊急事態の判断基準とする。	判断基準とする。			
<p>④<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合は、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>④<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合は、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑤<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>⑥<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>⑤<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>⑥<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	

<p>ととする。</p>	<p>⑦<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>⑤<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>ととする。</p>	<p>⑦<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>⑤<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
<p>⑥—⑪<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>⑥<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑥—⑪<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>⑥<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
--	---	--	--	---	--

8. 再処理施設

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した状態において、溶液が沸騰すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、溶液から蒸気が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している状態となり、この状態が継続することで揮発性の放射性物質が発生し、当該溶液が蒸発乾固に至ることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能」とは、セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能をいう。</p>		<p>②<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>（解説）</p> <p>当該機能が喪失し、溶液の沸騰が継続すると、高レベル放射性廃液等が蒸発乾固し、揮発性のルテニウムが建屋外に放出する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>②<電源供給機能の異常></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>		

8. 再処理施設

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した状態において、溶液が沸騰すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、溶液から蒸気が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している状態となり、この状態が継続することで揮発性の放射性物質が発生し、当該溶液が蒸発乾固に至ることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能」とは、セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能をいう。</p>		<p>②<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>（解説）</p> <p>当該機能が喪失し、溶液の沸騰が継続すると、高レベル放射性廃液等が蒸発乾固し、揮発性のルテニウムが建屋外に放出する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>②<電源供給機能の異常></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p>		

<p>(解説)</p> <p>上記の場合、可搬型ポンプ等の交流電源を必要としない設備の作動によって、冷却機能等の安全機能は喪失しないが、全ての交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。</p> <p>なお、<u>再処理事業指定基準規則</u>において求められる非常用発電機が30分間以上接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>			<p>(解説)</p> <p>上記の場合、可搬型ポンプ等の交流電源を必要としない設備の作動によって、冷却機能等の安全機能は喪失しないが、全ての交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。</p> <p>なお、<u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）</u>において求められる非常用発電機が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>		
<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>おそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>おそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

<p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>			<p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>		
<p>④<制御室等に関する異常></p> <p>制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<制御室等に関する異常></p> <p>制御室が使用できなくなること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>④<制御室等に関する異常></p> <p>制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<制御室等に関する異常></p> <p>制御室が使用できなくなること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>③<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、再処理施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>③<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、再処理施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑥<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災、爆発又は</p>	<p>④<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>火災、爆発又は溢水が発生し、安全</p>		<p>⑥<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災、爆発又は</p>	<p>④<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>火災、爆発又は溢水が発生し、安全</p>	

<p>溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
<p>⑦<水素爆発又は有機溶媒等の火災・爆発の発生></p> <p>安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、セル内で火災・爆発が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している又は発生するおそれがあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常、重大事故等の発生時において、貯槽等からセルに放射性物質を導くことで、沈着等による放射性物質の量の低減化を図ることとしているが、それによってセルの内圧上昇や水素の蓄積等が発生するおそれがある場合には、排気系の高性能粒子フィルタにより放射性物質を可能な限り除去し排気する。</p> <p>しかし、拡大防止対策及び異常な水準での放出防止対策が失敗した場合には、セル内での閉じ込めができず、セル等から建屋内に放射性物質が漏えいし、現場への立入りが困難になるおそれがあること、排気系による除去ができずに建屋外へ放射性物質が漏えいする可能性があることから、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>③<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>左記の場合であって、重大事故等の発生時にセルから建屋内に放射性物質が大量に漏えいした場合には、現場への立入りが極めて困難になること、放射性物質の建屋外への異常な漏えいが起こる可能性があること等の事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<水素爆発又は有機溶媒等の火災・爆発の発生></p> <p>安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、セル内で火災・爆発が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している又は発生するおそれがあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常、重大事故等の発生時において、貯槽等からセルに放射性物質を導くことで、沈着等による放射性物質の量の低減化を図ることとしているが、それによってセルの内圧上昇や水素の蓄積等が発生するおそれがある場合には、排気系の高性能粒子フィルタにより放射性物質を可能な限り除去し排気する。</p> <p>しかし、拡大防止対策及び異常な水準での放出防止対策が失敗した場合には、セル内での閉じ込めができず、セル等から建屋内に放射性物質が漏えいし、現場への立入りが困難になるおそれがあること、排気系による除去ができずに建屋外へ放射性物質が漏えいする可能性があることから、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>③<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>左記の場合であって、重大事故等の発生時にセルから建屋内に放射性物質が大量に漏えいした場合には、現場への立入りが極めて困難になること、放射性物質の建屋外への異常な漏えいが起こる可能性があること等の事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑧<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>⑥<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>④<臨界の発生></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内</p>	<p>⑧<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>⑥<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>④<臨界の発生></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内</p>

<p>料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界の蓋然性が高い状態であり、臨界警報装置等からの警報の発報により、直ちに閉じ込め操作を行うことで、放射性物質の建屋外への放出を抑制する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>料物質が臨界に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界に達することにより、拡大防止対策（可溶性の中性子吸収材の投入による未臨界への移行処置をいう。以下この表において同じ。）ができない等事象の進展によっては、希ガス等の放射性物質の放出の可能性を否定できないことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界に達したか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>	<p>部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>拡大防止対策が実施できない場合又は拡大防止対策の実施後に臨界状態が継続していることが確認された場合、希ガス等の放射性物質の放出が継続する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界状態にあるか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>	<p>料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界の蓋然性が高い状態であり、臨界警報装置等からの警報の発報により、直ちに閉じ込め操作を行うことで、放射性物質の建屋外への放出を抑制する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>料物質が臨界に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界に達することにより、拡大防止対策（可溶性の中性子吸収材の投入による未臨界への移行処置をいう。以下この表において同じ。）ができない等事象の進展によっては、希ガス等の放射性物質の放出の可能性を否定できないことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界に達したか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>	<p>部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>拡大防止対策が実施できない場合又は拡大防止対策の実施後に臨界状態が継続していることが確認された場合、希ガス等の放射性物質の放出が継続する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界状態にあるか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>
	<p>⑦<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>⑤<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>		<p>⑦<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>⑤<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>
<p>⑨—⑬<地震、津波、再処理施設の重要な故障等、その他再処理施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める再処理施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、再処理施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備を開</p>	<p>⑥<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設周辺の住民の屋内退避を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑨—⑬<地震、津波、再処理施設の重要な故障等、その他再処理施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める再処理施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、再処理施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備を開</p>	<p>⑥<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設周辺の住民の屋内退避を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
<p>9. 原子炉の運転等のための施設（1. ～8. に掲げるものを除く。）</p> <p>なお、加工施設であって、六ふっ化ウランの放出に対する防護措置が必要とされる<u>もの</u>については、六ふっ化ウランの放出に関するEALを設定することとする。</p>		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
①—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>
地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内

	始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
<p>9. 原子炉の運転等のための施設（1. ～8. に掲げるものを除く。）</p> <p>なお、加工施設であって、六ふっ化ウランの放出に対する防護措置が必要とされる<u>施設</u>については、六ふっ化ウランの放出に関するEALを設定することとする。</p>		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
①—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>
地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内

<p>等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難又は屋内退避を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 当該原子炉の運転等のための施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難又は屋内退避を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 当該原子炉の運転等のための施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>
---	--	---	---	--	---

原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する 意見募集の実施について (緊急時活動レベル (EAL) の見直し)

令和元年12月18日
原子力規制庁

1. 経緯

平成29年度に緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を見直し、改正後のEALに基づく原子力事業者防災訓練を実施する中で、EALの判断基準や運用などについて課題が見出されたことから、令和元年度第18回原子力規制委員会（令和元年7月17日）において、原子力災害対策指針等の改正の方向性について諮った。

その後、原子力事業者との公開会合（「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」令和元年9月11日）を実施し、結果を踏まえEALに関する「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正案を作成した。

これらの改正案について原子力規制委員会の了解が得られれば、これらに対し、行政手続法に基づく意見募集を実施したい。

2. 改正の主な内容（別紙1、別紙2を参照）

(1) EALの枠組みの一部見直し

- ①「原子炉停止機能の異常」の見直し
 - ・重大事故等対処設備（SA設備）等を考慮した判断に見直し
- ②「原子炉制御室等に関する異常」の見直し
 - ・原子炉制御室に加え原子炉制御室外操作盤を含めた判断に見直し
- ③「原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）」の見直し
 - ・冷却材漏えいの状況によって、警戒事態（AL）の前に施設敷地緊急事態（SE）が判断される場合があるため、非常用炉心冷却装置の作動要求を考慮した判断に見直し
- ④「電源供給機能の異常」の見直し
 - ・電源供給機能の状況によって、警戒事態（AL）が判断されずに、施設敷地緊急事態（SE）が判断される場合があるため、非常用交流母線への電気の供給状態を考慮した判断に見直し

(2) EALの明確化

- ①もんじゅについて、施設の特性等に応じたEALを原子力事業者が原子力事業者防災業務計画に定めることを明確化
- ②火災、爆発その他これらに類する事象の定義を明確化

3. 意見募集の対象

- (1) 原子力災害対策指針（別紙3）
 - 「2.（1）EALの枠組みの一部見直し」に基づき、原子力規制委員会が示すEALの枠組みを定めた表（表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて）の一部改正
- (2) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（別紙4）
 - 原子力災害対策指針の改正内容に合わせて、通報すべき事象について一部改正
- (3) 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（別紙5）
 - 上記（1）及び（2）の改正を踏まえ、実用発電用原子炉及び核燃料施設等に関する規定を改正

4. 意見募集の実施

別紙3、別紙4及び別紙5に示す改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施する。

実施期間 : 令和元年12月19日から30日間

実施方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、郵送、FAX

5. 今後の予定

- (1) 原子力災害対策指針
 - 原子力規制委員会決定 : 令和2年2月中（予定）
 - 公布（官報掲載） : 上記、原子力規制委員会決定後速やかに実施
 - 適用 : 上記、原子力規制委員会決定日から適用
- (2) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
 - 原子力規制委員会決定 : 令和2年2月中（予定）
 - 公布（官報掲載） : 上記、原子力規制委員会決定後速やかに実施
 - 施行 : 公布の日から起算して六月を経過した日から施行
- (3) 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
 - 原子力規制委員会決定 : 令和2年2月中（予定）
 - 公布（官報掲載） : 上記、原子力規制委員会決定後速やかに実施
 - 適用 : 上記、原子力規制委員会決定日から適用

【参考】 通報等の運用について

- 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の施行の日から、改正後のEALによる運用を開始する。

改正の主な内容

(1) EALの枠組みの一部見直し

課題		改正案等
①「原子炉停止機能の異常」の見直し 【別紙2(1)①参照】	重大事故等対処設備(SA設備)である緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備(ATWS緩和設備)等が考慮されていない。また、ALよりも先にGEを判断する場合がある。	原災指針^{※1}(表2の1、2)、通報規則^{※2}及び解説^{※3}を改正 ○AL ・従前のGE判断のうち、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作が失敗した場合をALの判断とする。 ・現状のALの判断は残すこととする。 ○GE ・全ての停止操作の失敗(現場での制御棒の挿入による停止操作、並びにATWS緩和設備及び緊急ほう酸注入による停止操作によっても原子炉を停止することができない)場合とする。
②「原子炉制御室等に関する異常」の見直し 【別紙2(1)②参照】	原子炉の運転や制御を行う設備として、中央制御室外操作盤がALの判断に考慮されているが、SE、GEの判断においては考慮されていない。	原災指針(表2の1、2、3及び7)、通報規則及び解説を改正 ○SE、GE ・制御室の環境 中央制御室外操作盤室においても制御(原子炉を冷温停止の状態に移行させること)が可能であることから対象に含める。 ・原子炉施設の監視機能 現行から変更なし ※原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生している場合には、中央制御室外操作盤室では監視機能を有していないことから判断対象に含めない。
③「原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)」の見直し 【別紙2(1)③参照】	原子炉冷却材の漏えいの発生により、運転上の制限(LCO)を逸脱し、保安規定上の措置が完了できない場合にALを判断するが、漏えい量が大きい場合、保安規定の措置が完了する前にSEを判断することがある。	原災指針(表2の1.及び2.)、通報規則及び解説を改正 ○AL ・漏えい量が大きい場合を考慮し、非常用炉心冷却装置(ECCS)の作動要求(ECCSの作動が必要となる漏えいが発生した場合)で判断する。 ・なお、ECCSの作動要求によるALの判断は、「単一障壁の喪失又は喪失可能性<AL42>」の原子炉冷却系障壁が喪失と同条件になりALの判断として整合している。 ・現状のALの判断は残すこととする。

<p>④「電源供給機能の異常」の見直し</p> <p>【別紙2(1)④参照】</p>	<p>全交流電源喪失のおそれは、非常用母線1系統の状態が15分継続でALを判断することになっており、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、ALの判断をせず、30分後にSEを判断する。</p>	<p><u>原災指針(表2の1、2、3及び7)、通報規則及び解説を改正</u></p> <p>○AL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常用交流電源供給の異常」として、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止となった場合のALの判断を追加する。 ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止となった場合」とは、SE判断のための30分のカウントを開始した時点を用いるものとする。 ・なお、常用交流母線のみとなった場合も冷温停止状態を維持できないことからALの判断に加える。 ・現状のALの判断は残すこととする。
--	--	---

(2) EALの明確化

	課題	改正案等
<p>①もんじゅのEAL</p> <p>【別紙2(2)①参照】</p>	<p>原子力災害対策指針に定めているナトリウム冷却型高速炉のEALは、もんじゅの原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在する状態での廃止措置を想定していない。</p>	<p><u>解説を改正(記載の明確化)</u></p> <p>○もんじゅの施設の特性及び状態(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在)を踏まえつつ、他の実用発電用原子炉の廃止措置段階のEALの枠組みと整合を図り、適切に見直す必要がある。</p> <p>○施設の特性を踏まえる試験研究炉と同様に、もんじゅは「当該施設の特性及び状態を踏まえて」原子力事業者がEALを定めることとする。</p>
<p>②火災、爆発その他これらに類する事象の定義</p>	<p>火災・爆発等による管理区域外での放射性物質又は放射線の検出について、火災・爆発を伴っておらず、かつ、敷地外に影響するおそれがない場合においてもSEやGEの判断がされる場合がある。</p>	<p><u>解説を改正(記載の明確化)</u></p> <p>○原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説に、火災、爆発その他これらに類する事象の定義を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他これらに類する事象について <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。)第6条第3項及び第4項において「その他これらに類する事象」とは、放射性物質の閉じ込め機能又は放射線の遮へい及び放出低減機能に異常が生じた場合であって、放射性物質又は放射線が管理区域外へ放出及び拡散されるおそれのある事象をいう。従って、管理区域外において輸送中の固体廃棄物貯蔵容器の蓋が開いて固体廃棄物が放出しても限定された区域に留まり拡散される蓋然性がない場合はこれに該当しない。</p>

<p>③試験研究炉のEAL</p>	<p>試験研究炉において、解説では、実用発電用原子炉施設のEALの枠組みを踏まえてEALを定めることとされているが、試験研究炉の特性を踏まえると実用発電用原子炉施設の機能や事象が必ずしも当てはまらない（冷却機能を必要としない施設など多種多様）。解説において、施設の特性を踏まえてEALを定めることを明確にする必要がある。</p>	<p><u>解説を改正（記載の明確化）</u></p> <p>○試験研究炉については、平成29年度の改正時に以下の趣旨で改正している。</p> <p>平成29年3月8日委員会資料</p> <p>試験研究用原子炉施設については、炉型や出力など特に多種多様であることから、一律のEALを設定することは適当ではない。このため、各原子力事業者は、発電用原子炉施設に係るEALを参考に、それぞれの施設の特徴を踏まえ、項目の取捨選択等を行った上で、原子力事業者防災業務計画の中で具体的にEALを設定し、その内容を原子力規制庁が確認することが適当である。</p> <p>○上記を踏まえ、施設の特性を踏まえてEALを定めることを明確にするため以下のように改正する。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（試験研究炉の解説）</p> <p>現行 これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、次の掲げる事象に加え、当該施設の特性及び1. から3. までに掲げる施設*のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。</p> <p>改正案 これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、次の掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて原子力事業者が行う。</p> <p>※「1. から3. までに掲げる施設」とは、原災指針の表2の区分（1. 沸騰水型軽水炉、2. 加圧水型軽水炉、3. ナトリウム冷却型高速炉）のこと。</p>
-------------------	--	---

※1 原災指針：原子力災害対策指針

※2 通報規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

※3 解説：原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説

【参考1】原子力事業者に原子力事業者防災業務計画の修正を求めるもの

・指針等の変更はせず、原子力事業者が定める原子力事業者防災業務計画の修正で対応する課題

課題	改正案等
<p>①「使用済燃料貯蔵槽に関する異常」の見直し</p> <p>原子力事業者防災業務計画において、使用済燃料貯蔵槽の水位低下時、保安規定で定められた注水措置の準備中はALの判断とはしていないため、ALを判断しないままSEの水位に至る可能性がある。</p>	<p><u>改正なし（原子力事業者防災業務計画の見直しで対応）</u></p> <p>○AL</p> <p>・原子力事業者において「一定の水位」を検討し、使用済燃料貯蔵槽の水位低下事象に対してAL, SE, GEが段階的に判断できるように原子力事業者防災業務計画で具体的に定めることを求める。</p>
<p>②六ふっ化ウランのEAL判断基準</p> <p>原子力事業者防災業務計画において、六ふっ化ウランの放出に関するEALが求められている施設の量的判断基準が未設定である。 (三菱原子燃料株式会社)</p>	<p><u>改正なし（原子力事業者防災業務計画の見直しで対応）</u></p> <p>○AL</p> <p>・六ふっ化ウランの建屋内漏えいをALとし、六ふっ化ウランの放出に伴い発生するふっ化水素の量的判断基準は、審査やふっ化水素に係る関連法令等を参考に原子力事業者が原子力事業者防災業務計画に具体的に定めることを求める。</p> <p>・放射性物質や放射線に加え、ふっ化水素の漏えい状況も国及び自治体へ連絡、連携することを原子力事業者防災業務計画に定めることを求める。</p> <p>○SE、GE</p> <p>・ふっ化水素の量的判断基準は求めない。</p> <p>※原子力防災管理者は、原災指針に定められている「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」「原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」に基づき、漏えい等の状況に応じて判断することを求める。</p>
<p>③その他</p> <p>排気筒モニタの検出上限値が、敷地境界$5\mu\text{Sv/h}$相当を大幅に下回る施設がある。</p>	<p><u>法定要求であり早急に対応</u>（対象：日本原燃株式会社、日本原子力研究開発機構、京都大学）</p> <p>原子力事業者は、以下のいずれかの対応を行い原子力事業者防災業務計画に反映することを求める</p> <p>①排気筒モニタの更新または高レンジモニタの設置などによる対応</p> <p>②施設の特性に応じた代替手段による対応（原子力防災資機材を用いた代替手段など）</p>

【参考2】 その他（継続検討など）

課題	改正案等
再処理施設の蒸発乾固に係るEALは、日本原燃株式会社再処理施設の審査の状況を踏まえ見直しの検討が必要である。	<p><u>継続検討</u></p> <p>○審査の状況を踏まえ今後改正</p>
特定重大事故等対処施設等の審査の状況を踏まえ、EALを判断する設備として、拡充を検討する余地がある。	<p><u>継続検討</u></p> <p>○審査の状況を踏まえ今後改正</p>
10条通報の内容によっては、敷地外への影響がない場合や、状況の速やかな収束が見込まれる場合などの委員会としての対応が定まっていない。	<p><u>継続検討</u></p> <p>○関係規則類の変更を含め検討中</p>

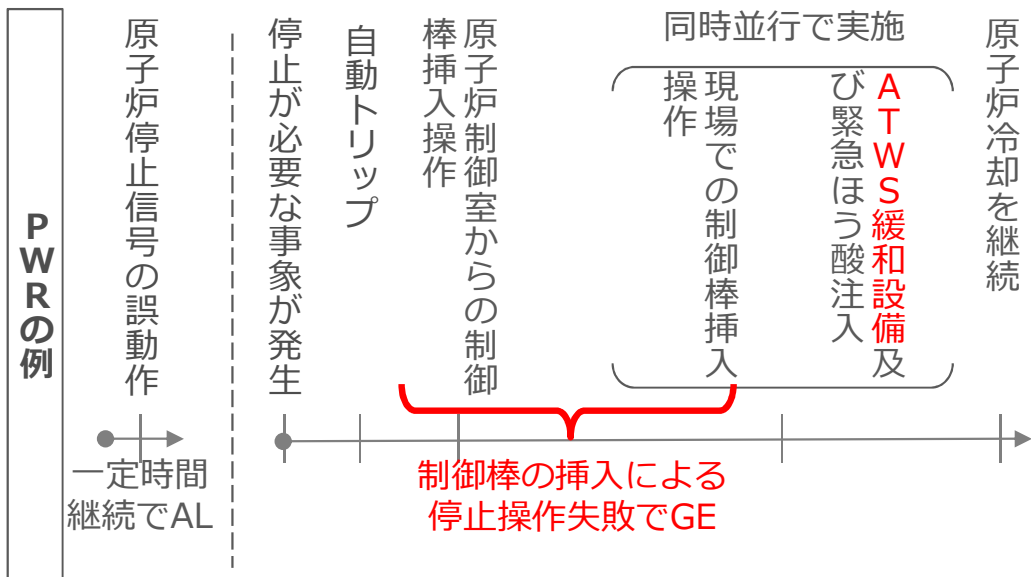
(1) EALの枠組みの一部見直し

① 「原子炉停止機能の異常」の見直し

問題点

重大事故等対処設備（SA設備）である緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備（ATWS緩和設備）等が考慮されていない。
また、ALよりも先にGEを判断する場合がある。

現状



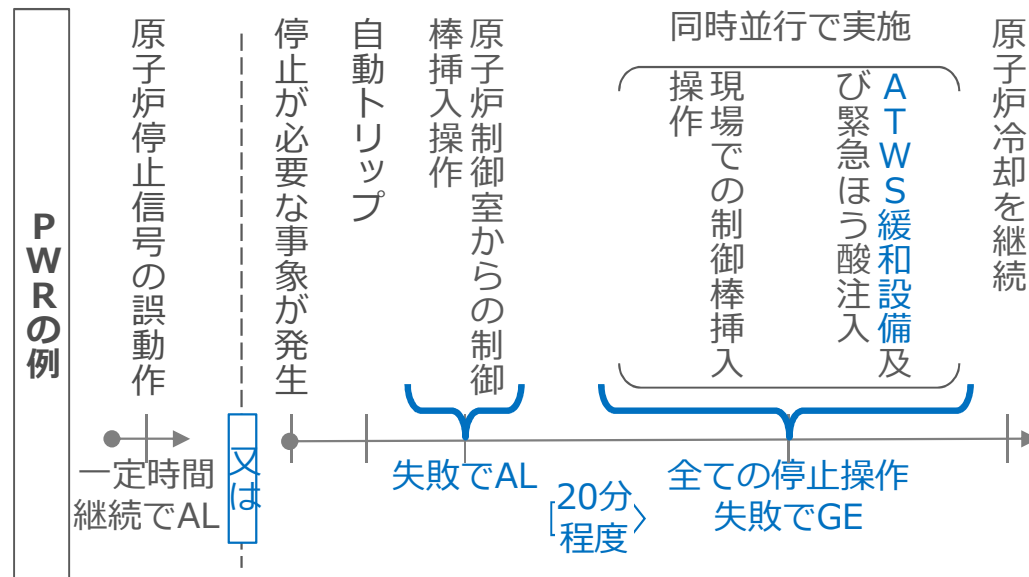
○AL

- 二重化されている原子炉保護回路について、片系だけの動作が一定時間継続した場合にALを判断する（原子力事業者の運用においては、AL判断の時間に至る前に原子炉を手動停止する）。
- 原子炉保護回路の異常の有無に関わらず、**非常停止が必要な事象が発生した場合にATWSとなれば、ALより先にGEを判断する。**

○GE

- 原子炉停止機能は、制御棒の挿入による停止操作のみを考慮しているが、新規基準で追加した**ATWS緩和設備等が考慮されていない。**

改正案



○AL

- 従前のGE判断のうち、**原子炉制御室からの制御棒の挿入操作が失敗した場合をALの判断とする。**
- 現状のALの判断は残すこととする。

○GE

- 全ての停止操作の失敗（現場での制御棒の挿入による停止操作、並びにATWS緩和設備及び緊急ほう酸注入による停止操作によっても原子炉を停止することができない）場合とする。**

(1) EALの枠組みの一部見直し

② 「原子炉制御室等に関する異常」の見直し

問題点

原子炉の運転や制御を行う設備として、中央制御室外操作盤がALの判断に考慮されているが、SE、GEの判断においては考慮されていない。

現状

制御室の環境		<原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合> 原子炉施設の監視機能	
	中央制御室	中央制御室外操作盤室	
AL	(両室とも)制御に影響		又は
SE	制御に支障	(判断対象外)	
GE	機能が喪失	(判断対象外)	

改正案

制御室の環境		<原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合> 原子炉施設の監視機能	
	中央制御室	中央制御室外操作盤室	
AL	(両室とも)制御に影響		又は
SE	(両室とも)制御に支障		
GE	(両室とも)機能が喪失		

○SE、GE

- ・ A Lのみ「中央制御室外操作盤室」が考慮されている。
※中央制御室外操作盤室では冷温停止状態まで移行させる機能を有しているものの、中央制御室と同等の監視機能は想定されていない
- ・ 原子炉を冷温停止状態まで移行させる必要がある場合に、中央制御室は使用できないが、中央制御室外操作盤室が使用可能な場合においても、SEやGEの判断となる場合がある。

○SE、GE

【制御室の環境】

- ・ 中央制御室外操作盤室においても制御（原子炉を冷温停止の状態に移行させること）が可能であることから対象に含める。

【原子炉施設の監視機能】

- ・ 現行から変更なし
(原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生している場合には、中央制御室外操作盤室では監視機能を有していないことから判断対象に含めない)

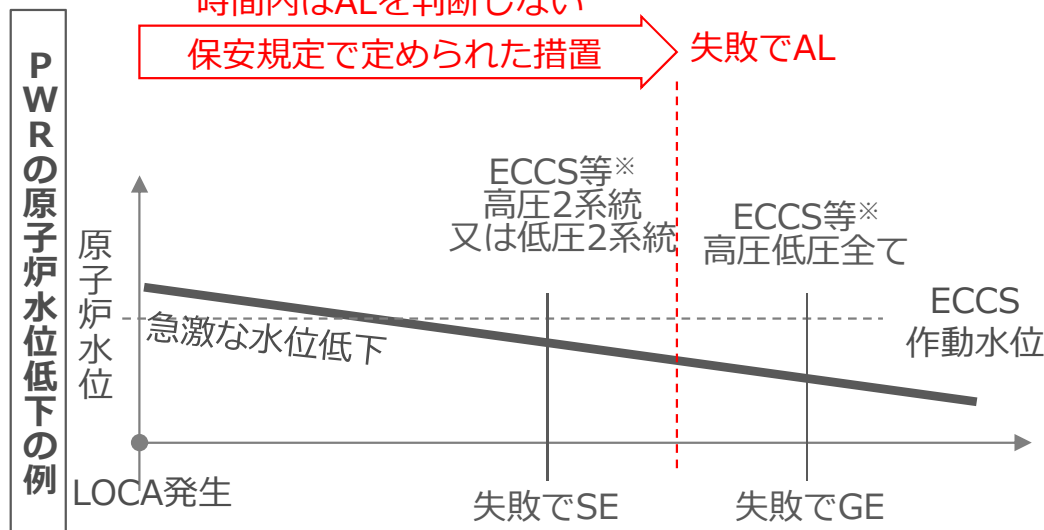
(1) EALの枠組みの一部見直し

③ 「原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）」の見直し

問題点

原子炉冷却材の漏えいの発生により、運転上の制限（LCO）を逸脱し、保安規定上の措置が完了できない場合にALを判断するが、漏えい量が多い場合、保安規定の措置が完了する前にSEを判断することがある。

現状



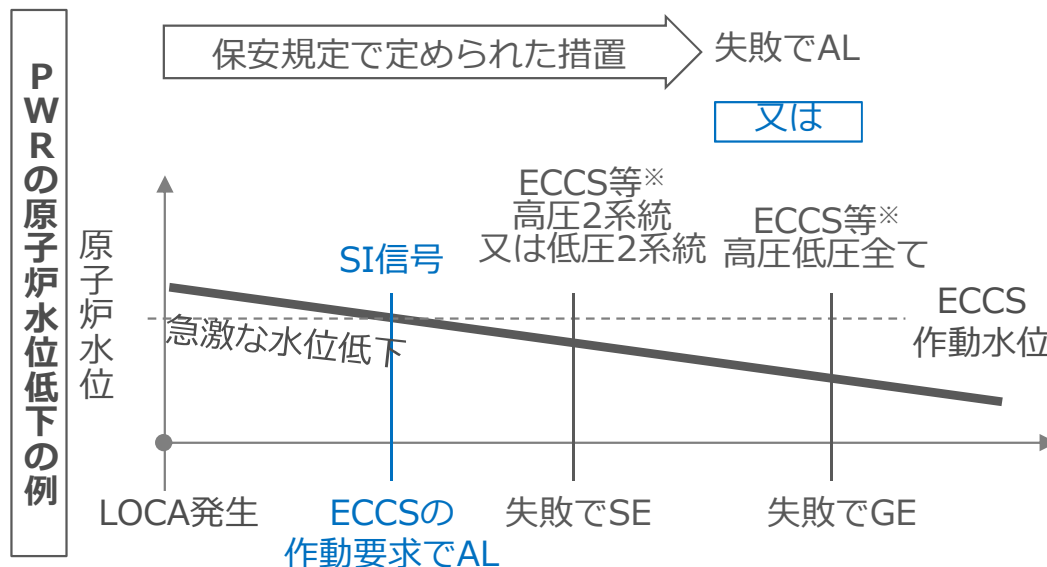
○AL

- 保安規定で定められた措置（時間内に決められた注水流量への回復）が定められた時間内にできない場合にALを判断することになっているが、**漏えい量が多い場合は、当該措置を実施中にSEを判断する場合がある。**

※ECCS等

ECCS及び原子炉隔離時冷却系に係る装置(DB設備)のほか、重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備）及び原子力事業者が自主的に設けているものであって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう。

改正案



○AL

- 漏えい量が多い場合を考慮し、**非常用炉心冷却装置(ECCS)の作動要求(ECCSの作動が必要となる漏えいが発生した場合)で判断する。**
- なお、ECCSの作動要求によるALの判断は、「単一障壁の喪失又は喪失可能性<AL42>」の原子炉冷却系障壁が喪失と同条件になりALの判断として整合している。
- 現状のALの判断は残すこととする。

(1) EALの枠組みの一部見直し

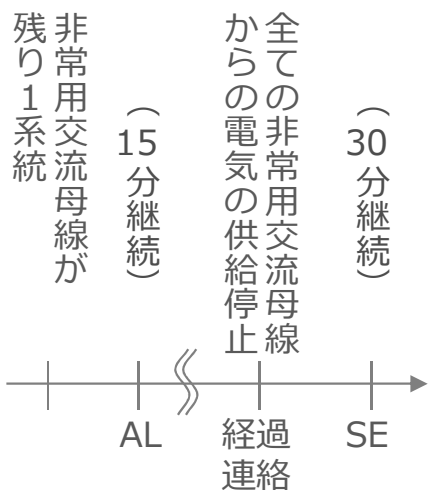
④ 「電源供給機能の異常」の見直し

問題点

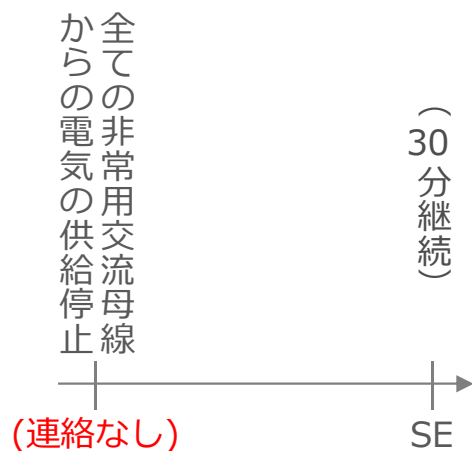
全交流電源喪失のおそれは、非常用母線1系統の状態が15分継続でALを判断することになっており、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、ALの判断をせず、30分後にSEを判断する。

現状

<1系統→全て停止と遷移>



<段階を踏まず全て停止>

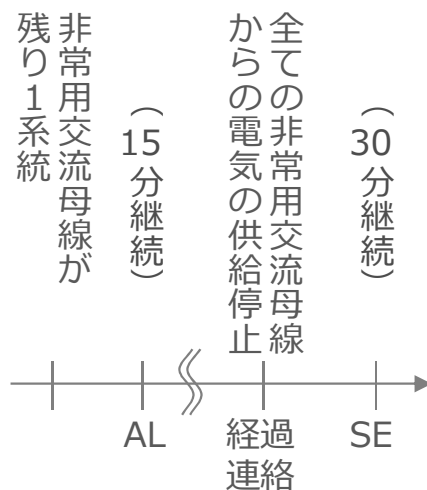


○AL

- 警戒事態の判断基準は「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること」とされている。
- 他方、段階を踏まず全ての非常用交流母線からの電気の供給停止に至った場合のAL判断基準が不明確であり、ALの判断をせず30分継続でSEの判断をする場合や、1系統と同様に15分継続でALの判断をする場合がある。

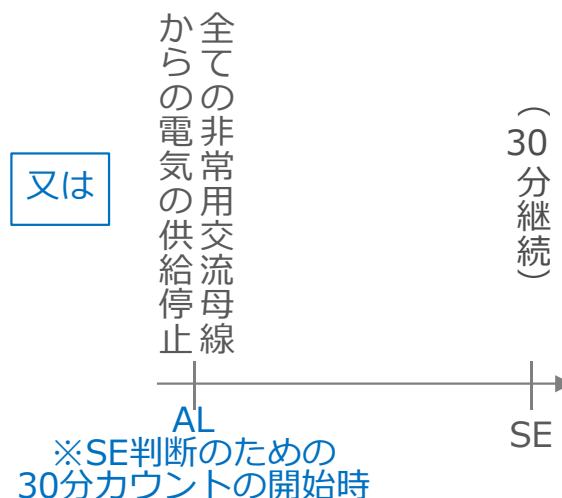
改正案

<1系統→全て停止と遷移>



又は

<段階を踏まず全て停止>



○AL

- 「非常用交流電源供給の異常」として、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止となった場合のALの判断を追加する。
- 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止となった場合」とは、SE判断のための30分のカウントを開始した時点をいうものとする。
- 常用交流母線のみとなった場合も冷温停止状態を維持できないことからALの判断に加える。
- 現状のALの判断は残すこととする。

(2) EALの明確化

①もんじゅのEAL

問題点

原子力災害対策指針に定めているナトリウム冷却型高速炉のEALは、もんじゅの原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在する状態での廃止措置を想定していない。

現状

- もんじゅは、廃止措置計画が認可されているが、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しており、指針上は運転中のナトリウム冷却型高速炉のEALの枠組み（表2の3）に該当
- 解説等にEALの判断条件として原子炉の状態（運転など）が明記されている項目は、もんじゅの原子力事業者防災業務計画で適用外としているものの、不明確な項目はEALを定めている

運転中 ナトリウム冷却型高速炉のEAL	もんじゅ	【参考】 廃止措置段階 (冷却告示なし) BWR・PWRのEAL
原子炉停止機能の異常	なし※1	なし
原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	なし※1	なし
原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)	なし※1	なし
電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)	あり ↔	なし
電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)	あり ↔	なし
原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)	なし※1	なし
停止中の原子炉に関する異常	あり ↔	なし
使用済燃料貯蔵槽に関する異常	あり	あり
原子炉制御室等に関する異常	あり ↔	なし
原子炉格納容器機能の異常	なし※1	なし
障壁の喪失	なし※1	なし
事業所内通信設備又は外部への通信設備	あり ↔	なし
放射線量等の検出 他	あり	あり

※1 もんじゅの原子力事業者防災業務計画で適用外としている項目

改正案（解説※2）

- もんじゅの施設の特性及び状態（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在）を踏まえつつ、他の実用発電用原子炉の廃止措置段階のEALの枠組みと整合を図り、適切に見直す必要がある。
- 施設の特性を踏まえる試験研究炉と同様に、もんじゅは「当該施設の特性及び状態を踏まえて」原子力事業者がEALを定めることとする。

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>表 2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p>表 2 [同上]</p> <p>1. [同上]</p>
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運</p>	<p>[同上]</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p>

<p>転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>〔③・④ 略〕</p> <p>⑤ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>〔⑥・⑦ 略〕</p> <p>⑧ <u>原子炉制御御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>〔⑨～⑭ 略〕</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める<u>原子炉施設</u>の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>〔⑩・⑰ 略〕</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動</p>	<p>〔略〕</p>

<p>〔③・④ 同上〕</p> <p>⑤ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>〔⑥・⑦ 同上〕</p> <p>⑧ <u>原子炉制御御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>〔⑨～⑭ 同上〕</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める<u>当該原子炉施設</u>の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>〔⑩・⑰ 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動</p>	<p>〔同上〕</p>

<p>を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備</u>（以下「<u>非常用炉心冷却装置等</u>」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>【②・③ 略】</p> <p>④ 全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>【⑤・⑥ 略】</p> <p>⑦ <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと</u> <u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑧ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>【⑨～⑮ 略】</p>	
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>

<p>を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置等</u>のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>【②・③ 同上】</p> <p>④ 全ての<u>交流</u>母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>【⑤・⑥ 同上】</p> <p>⑦ <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと</u> <u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑧ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>【⑨～⑮ 同上】</p>	
<p>【同上】</p>	<p>【同上】</p>

<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと</u>、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②～⑤ 略]</p> <p>⑥ 全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦～⑩ 略]</p> <p>⑪ 原子炉制御御室及び原子炉制御御室外操作盤室が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫～⑭ 略]</p>	<p>[略]</p>
--	------------

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネル ネルから原子炉停止信号が発信され、その状態</p>	<p>[略]</p>

<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと</u>又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②～⑤ 同上]</p> <p>⑥ 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦～⑩ 同上]</p> <p>⑪ 原子炉制御御室が使用できなくなる<u>ことにより</u>、<u>原子炉制御御室</u>からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫～⑭ 同上]</p>	<p>[同上]</p>
---	-------------

2. [同上]

<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネル ネルから原子炉停止信号が発信され、その状態</p>	<p>[同上]</p>

<p>が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ [略]</p> <p>④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【⑤・⑥ 略】</p> <p>⑦ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>【⑧～⑮ 略】</p>			
<p>が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ [同上]</p> <p>④ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>【⑤・⑥ 同上】</p> <p>⑦ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>【⑧～⑮ 同上】</p>			
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>

<p>①・② 略]</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>[④・⑤ 略]</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと <u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑦ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>[⑧～⑭ 略]</p>	<p>[略]</p>
---	------------

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>[②～④ 略]</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>[略]</p>
---	-----------------------------------

<p>①・② 同上]</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>[④・⑤ 同上]</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと <u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑦ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>[⑧～⑭ 同上]</p>	<p>[同上]</p>
---	-------------

<p>[同上]</p> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>[②～④ 同上]</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、</p>	<p>[同上]</p>
--	-------------

<p>止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 【⑥～⑨ 略】 ⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることに</u>より原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 【⑩～⑬ 略】</p>	
---	--

<p>かつ、その状態が1時間以上継続すること。 【⑥～⑨ 同上】 ⑩ <u>原子炉制御室から</u>の原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 【⑩～⑬ 同上】</p>	
--	--

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② [略] ③ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性</u></p>	<p>[略]</p>

3. [同上]

<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② [同上] ③ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p>	<p>[同上]</p>

<p>が生じること。 [④～⑩ 略]</p>		<p>[④～⑩ 同上]</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断する EAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>[①・② 略]</p> <p>③ 全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 [④・⑤ 略]</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと 又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ <u>原子炉制御御室及び原子炉制御御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の異常を警報装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報</p>	<p>[略]</p>	<p>[①・② 同上]</p> <p>③ 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 [④・⑤ 同上]</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと 又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ <u>原子炉制御御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>[同上]</p>

装置の機能の一部が喪失すること。
 [⑧～⑬ 略]

<p>全面緊急事態を判断する EAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
------------------------	------------------------

① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

[②・③ 略]

④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。

[⑤～⑧ 略]

⑨ 原子炉制御御室及び原子炉制御御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の

[略]

[⑧～⑬ 同上]

<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
-------------	-------------

① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。

[②・③ 同上]

④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。

[⑤～⑧ 同上]

⑨ 原子炉制御御室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

[同上]

[同上]

<p>全ての機能が喪失すること。 [⑩～⑫ 略]</p>	
<p>4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設</p> <p>これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表ニ又はホ及び第14条の表ニ又はホに掲げる事象及び1. から3. までは掲げる施設のEALの枠組みを<u>参考に、当該施設</u>の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。</p>	
<p>[5. ・6. 略]</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u></p>	<p>[略]</p>
<p>[⑩～⑫ 同上]</p>	
<p>4. [同上]</p> <p>これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表ニ又はホ及び第14条の表ニ又はホに掲げる事象に加え、<u>当該施設</u>の特性及び1. から3. までは掲げる施設のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。</p>	
<p>[5. ・6. 同上]</p> <p>7. [同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間</u></p>	<p>[同上]</p>

<p>① 又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② [略] ③ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④～⑩ [略]</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② [略] ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと ④ 又は当該貯蔵槽の液位を維持できないこと</p>	<p>[略]</p>

<p>以上継続すること。 ② [同上] ③ <u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④～⑩ [同上]</p>	
<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>① 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② [同上] ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと ④ 又は当該貯蔵槽の液位を維持できないこと</p>	<p>[同上]</p>

<p>それがあある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>【⑤～⑧ 略】</p>	
---	--

<p>それがあある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>【⑤～⑧ 同上】</p>	
--	--

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>【②・③ 略】</p> <p>④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が</u></p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>【略】</p>
--	-----------------------------------

<p>【同上】</p> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>【②・③ 同上】</p> <p>④ <u>原子炉制御室が使用できなくなる</u>ことにより</p>	<p>【同上】</p>
--	-------------

<p>使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 【⑤・⑥ 略】</p>	
<p>〔8．．9． 略〕</p>	
<p>、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 【⑤・⑥ 同上】</p>	
<p>〔8．．9． 同上〕</p>	

備考 表中の「 」の記載は注記せぬ。

別表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

改正後		改正前	
<p>(定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇九 略」 十一 原子炉制御室外操作盤室 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第四項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十七条第四項に規定する装置が施設された室をいう。 「略」</p> <p>第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」 「一〇九 同上」 「号を加える。」 十一 「同上」</p> <p>第七条 「同上」 一 「同上」</p>	<p>イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四</p> <p>〔1〕〔3〕 略 (4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。 「5・6」 略 (7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>〔1〕〔3〕 同上 (4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。 「5・6」 同上 (7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (8) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原</p>

<p>号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>
<p>子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔9〕〔14〕略</p>	<p>〔1〕〔2〕略</p> <p>〔3〕 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>〔4〕〔5〕略</p> <p>〔6〕 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>〔7〕 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔8〕〔13〕略</p>
<p>ロ 〔同上〕</p>	<p>ロ 〔同上〕</p>
<p>子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔9〕〔14〕同上</p>	<p>〔1〕〔2〕同上</p> <p>〔3〕 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。</p> <p>〔4〕〔5〕同上</p> <p>〔6〕 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>〔7〕 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔8〕〔13〕同上</p>

<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>〔3〕 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。</p> <p>〔4〕・〔5〕 略</p> <p>〔6〕 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>〔7〕 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔8〕～〔12〕 略</p>
---	---

<p>ハ 〔同上〕</p>	<p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>〔3〕 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。</p> <p>〔4〕・〔5〕 同上</p> <p>〔6〕 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>〔7〕 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>〔8〕～〔12〕 同上</p>
---------------	---

<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	<p>(1) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(3) 原子炉制御御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
---	---

<p>チ 〔同上〕</p>	<p>(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上）継続すること。</p> <p>〔同上〕</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(3) 原子炉制御御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
-------------------	---

「リ・ヌ 略」	失すること。 〔5〕 〔7〕 略
<p>第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>二 「略」</p> <p>イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕 〔5〕 略</p> <p>(6) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔7〕 〔10〕 略</p> <p>(11) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることに より原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>

「リ・ヌ 同上」	〔5〕 〔7〕 同上
<p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p>	<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕 〔5〕 同上</p> <p>(6) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔7〕 〔10〕 同上</p> <p>(11) 原子炉制御室が使用できなくなることに より、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>

<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>〔12・13〕略</p>
<p>〔2〕・〔3〕略</p>	<p>〔1〕 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>〔2〕～〔4〕略</p> <p>〔5〕 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔6〕～〔9〕略</p> <p>〔10〕 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔11〕・〔12〕略</p>	<p>〔12・13〕略</p>

<p>ハ 〔同上〕</p>	<p>ロ 〔同上〕</p>	<p>〔12・13〕同上</p>
<p>〔2〕・〔3〕 同上</p>	<p>〔1〕 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>〔2〕～〔4〕 同上</p> <p>〔5〕 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。</p> <p>〔6〕～〔9〕 同上</p> <p>〔10〕 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔11〕・〔12〕 同上</p>	<p>〔12・13〕 同上</p>

<p>ニ ナトリウム冷却型高速炉（ハに規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しな</p>	<p>射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>
<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕〔9〕略</p>	<p>(4) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔5〕〔8〕略</p> <p>(9) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔10〕〔11〕略</p>

<p>ニ 〔同上〕</p>	
<p>(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>〔2〕〔9〕 同上</p>	<p>(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔5〕〔8〕 同上</p> <p>(9) 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>〔10〕〔11〕 同上</p>

<p>い場合を除く。）</p>	<p>「ホト 略」</p>	<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>
	<p>「ホト 同上」</p>	<p>(1) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔2〕〔3〕 略</p> <p>(4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることに より原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失する こと、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく は原子炉施設の異常を表示する警報 装置の全ての機能が喪失すること。</p>
<p>い場合を除く。）</p>	<p>「ホト 同上」</p>	<p>チ 「同上」</p>
	<p>「ホト 同上」</p>	<p>(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。</p> <p>〔2〕〔3〕 同上</p> <p>(4) 原子炉制御室が使用できなくなる ことにより、原子炉制御室からの原 子炉を停止する機能及び冷温停止状 態を維持する機能が喪失すること又 は原子炉施設に異常が発生した場合 において、原子炉制御室に設置する 原子炉施設の状態を表示する装置若 しくは原子炉施設の異常を表示する 警報装置の全ての機能が喪失するこ と。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	「リ・ヌ 略」	(5) 「略」
	「リ・ヌ 同上」	(5) 「同上」

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 (新旧対照表)

改正後	現行規定 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（平成29年7月5日全部改正）
<p style="text-align: center;">原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 原子力規制庁</p> <p>I. はじめに</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要な防護措置を講じるため、原子力規制委員会は原子力災害対策指針において、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれ果たすべき役割を明らかにするとともに、各区分を判断するための施設の状態等に基づく緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を設定している。</p> <p>原子力事業者は上記の緊急事態区分に従い、各原子力施設の特性及び所在する地域の状況に応じた具体的なEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</p> <p>原子力事業者は、原子力施設に異常が発生した場合、当該EALに従って関係機関に通報等を行う必要がある。</p> <p>この規程は、原子力災害対策指針に規定する原子炉の運転等のための施設ごとのEALの詳細を解説することにより、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を適切に定め、施設に異常等が発生した場合において適切に緊急事態区分を判断し、通報等が行えるようにすることを目的とする。</p> <p>II. 緊急事態区分を判断する基準の解説における共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転中及び停止中について <p>「原子炉の運転中」及び「原子炉の停止中」の詳細については、保安規定に従い、原子力事業者が原子炉の運転の状態（モード）に応じて設定をするものとする。</p> ・計画された機能喪失について <p>保安規定に従ってあらかじめ計画された機能の喪失については、緊急事態区分を判断する基準の対象外とする。</p> ・通報等の運用について <p>原子力施設に異常な事象が発生した場合において、その事象が同時に複数の緊急事態区分に該当する事象であるときは、原子力事業者は複数の通報等を行う必要があり、住民防護の早期実施の観点から、①全面緊急事態に該当する事象、②施設敷地緊急事態に該当する事象、③警戒事態に該当する事象の順に優先順位を付け通報等を行うこととする。また、通報等については、原子力施設の異常な事象について情報共有を図る観点から可能な限り網羅的に通報等を行うものとするが、これに固執し緊急事態への対応が遅れがあってはならない。例えば、原子力防災管理者が緊急事態区分に該当する事象について通報等した場合において、上記事象と同一の緊急事態区分に該当する事象又は上記事象より優先順位が劣後する緊急事態区分に該当する事象を認識したときは、直ちに当該事象の通報等を行うものとする。</p> <p>応急措置等により、通報した原子力施設の異常な事象が緊急事態区分に該当しなくなった場合は、その事象について原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第25条第2項の規定に基づき報告するものとする。</p> <p>・「その他これらに類する事象」について</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）第6条第3項及び第4項の「その他これらに類する事象」とは、放射性物質の閉じ込め機能又は放射線の遮へい及び放出低減機能に異常が生じた場合であって、放射性物</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 原子力規制庁</p> <p>I. はじめに</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要な防護措置を講じるため、原子力規制委員会は原子力災害対策指針において、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれ果たすべき役割を明らかにするとともに、各区分を判断するための施設の状態等に基づく緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を設定している。</p> <p>原子力事業者は上記の緊急事態区分に従い、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じた具体的なEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</p> <p>原子力事業者は、原子力施設に異常が発生した場合、当該EALに従って関係機関に通報等を行う必要がある。</p> <p>この規程は、原子力災害対策指針に規定する各原子炉の運転等のための施設ごとのEALの詳細を解説することにより、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画を適切に定め、施設に異常等が発生した場合において適切に緊急事態区分を判断し、通報等が行えるようにすることを目的とする。</p> <p>II. 緊急事態区分を判断する基準の解説における共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転中及び停止中について <p>「原子炉の運転中」及び「原子炉の停止中」の詳細については、保安規定に従い、原子力事業者が原子炉の運転の状態（モード）に応じて設定をするものとする。</p> ・計画された機能喪失について <p>保安規定に従ってあらかじめ計画された機能の喪失については、緊急事態区分を判断する基準の対象外とする。</p> ・通報等の運用について <p>原子力施設に異常な事態が発生した場合において、同時に複数の緊急事態区分に該当するときは、原子力事業者は一つの異常な事態について、複数の通報等を行う必要があり、住民防護の早期実施の観点から、①全面緊急事態に該当する事象、②施設敷地緊急事態に該当する事象、③警戒事態に該当する事象の順に優先順位を付け通報等を行うこととする。また、通報等については、原子力施設の異常な状態について情報共有を図る観点から可能な限り網羅的に通報等を行うものとするが、これに固執し緊急事態への対応が遅れがあってはならない。例えば、原子力防災管理者が緊急事態区分に該当する事象について通報等した場合において、上記事象と同一の緊急事態区分に該当する事象又は上記事象より優先順位が劣後する緊急事態区分に該当する事象を認識したときは、直ちに当該事象の通報等を行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

質又は放射線が管理区域外へ放出及び拡散されるおそれのある事象をいう。例えば、管理区域外において運搬中の固体廃棄物貯蔵容器の蓋が開いて固体廃棄物が放出しても限定された区域に留まり拡散される蓋然性がない場合はこれに該当しない。

・通報の確認について

原災法第10条に規定する通報を行う場合において、ファクシミリ装置等の通信設備の異常等によって原災法第10条に規定する通報先への一斉の通報が困難となるおそれがある。このようなおそれがある場合には、一斉の通報とならないことが想定されるが、一方的な連絡ではなく、なるべく早く到達する手段を用いて通報し、通報先に電話等で着信の確認を行うことは当然のことである。

・各原子力事業所所在市町村の範囲

各原子力事業所所在市町村の範囲は、原子力規制委員会初動対応マニュアルの定めるところによるものとする。

III. 原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する場合について

原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する場合に係る解説については、それぞれ施設敷地緊急事態を判断するEAL及び全面緊急事態を判断するEALに係る解説と同様とする。

以上

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合*又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停</p>		<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る)</p> <p>「<u>全ての停止操作により原子炉を</u></p>

・通報の確認について

原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条に規定する通報を行う場合において、ファクシミリ装置等の通信設備の異常等によって原災法第10条に規定する通報先への一斉の通報が困難となるおそれがある。このようなおそれがある場合には、一斉の通報とならないことが想定されるが、一方的な連絡ではなく、なるべく早く到達する手段を用いて通報し、通報先に電話等で着信の確認を行うことは当然のことである。

・各原子力事業所所在市町村の範囲

各原子力事業所所在市町村の範囲は、原子力規制委員会初動対応マニュアルの定めるところによるものとする。

III. 原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する事象について

原災法第10条に規定する事象及び同法第15条に規定する事象に係る解説については、それぞれ施設敷地緊急事態を判断するEAL及び全面緊急事態を判断するEALに係る解説と同様とする。

以上

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合*又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らな</p>		<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「<u>原子炉の非常停止が必要な場合</u>」とは、<u>原子炉で異常な過渡変化等が発生し、当該原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉スクラム設定値に達した場合をいう。</u></p> <p>「<u>原子炉を停止することができな</u></p>

<p>止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p><u>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</u></p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。</p> <p><u>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉スクラム設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。</u></p> <p><u>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラム及び原子炉制御室からの全制御棒の挿入操作ができないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>		<p><u>停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラムその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA T W S緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。以下同じ。）及びほう酸水注入設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>	<p>い可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		<p><u>いこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラムその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>
<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に<u>規定する保安規定</u>をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない<u>こと、又は原子炉の運転中に非常用炉</u></p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）</u></p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説)</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に<u>規定するもの</u>をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない<u>こと</u>。</p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置等</u>のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説)</p>

心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

(解説)
 非常用炉心冷却装置（以下この表において「ECCS」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。
また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、ECCSの作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。

のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

(解説)
 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
 「非常用炉心冷却装置等」とは、ECCS及び原子炉隔離時冷却系に係る装置（以下この表においてこれらを「DB設備」という。）のほか、**重大事故等の防止**のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。
 「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（ECCSの作動失敗等）に**自動起動し**、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は**含まない**（以下この表において同じ。）。

当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備**若しくは**SA設備のポンプが起動しないこと**又は**これらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。
 なお、1系統以上のDB設備やSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
 (注) 高圧注水系及び低圧注水系は、施設のタイプにより以下のように分類される。

	ABWR	BWR-5	BWR-2~4
高圧注水系	高圧炉心注水系 原子炉隔離時冷却系	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系	高圧注水系 原子炉隔離時冷却系
低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系
(BWR-4のみ)			
		低圧炉心スプレイ系	炉心スプレイ系

③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。

②<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち

③<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等

(解説)
 非常用炉心冷却装置（以下この表において「ECCS」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。
(新設)

(解説)
 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
 「非常用炉心冷却装置等」とは、ECCS及び原子炉隔離時冷却系に係る装置（以下この表においてこれらを「DB設備」という。）のほか、**重大事故防止**のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。
 「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（ECCSの作動失敗等）に**自動起動する**、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は**含まれない**（以下この表において同じ。）。

当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備**や**SA設備のポンプが起動しないこと、これらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。
 なお、1系統以上のDB設備やSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
 (注) 高圧注水系及び低圧注水系は、施設のタイプにより以下のように分類される。

	ABWR	BWR-5	BWR-2~4
高圧注水系	高圧炉心注水系 原子炉隔離時冷却系	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系	高圧注水系 原子炉隔離時冷却系
低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系
(BWR-4のみ)			
		低圧炉心スプレイ系	炉心スプレイ系

③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。

②<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち

③<原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）>
 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等

<p>(解説) 注水が適切に行われれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能喪失という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>給水機能に原子炉隔離時冷却系は含まない。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合においても主蒸気逃がし弁の開放等により原子炉の圧力を減圧して非常用の低圧注水系（低圧炉心スプレイ系又は低圧注水系等）により注水されれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能が喪失し、かつ、非常用炉心冷却装置等のうち高圧のECCS、原子炉隔離時冷却系に係る装置等による注水ができないという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>による注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説) 原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	<p>(解説) 注水が適切に行われれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能喪失という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>給水機能に原子炉隔離時冷却系は含まない。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合においても主蒸気逃がし弁の開放等により原子炉の圧力を減圧して非常用の低圧注水系（低圧炉心スプレイ系又は低圧注水系等）により注水されれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能が喪失し、かつ、非常用炉心冷却装置等のうち高圧のECCS、原子炉隔離時冷却系に係る装置等による注水ができないという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>による注水が直ちにできないこと。</p> <p>(解説) 原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備やSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>
<p>④<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の状態が続き、残りの残留熱除去機能が失われた場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心損傷に至る可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、残留熱除去系の系統のうち使用可能な系統が残り1系統になることをいう。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>(解説) 上記の状態が長期にわたった場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心の損傷に至る可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失すること」とは、主復水器の真空度が一定以上低下すること、原子炉から主復水器に至る配管のうち一の配管において、2基の主蒸気隔離弁を開放できないこと等をいう。</p> <p>「当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと」とは、残留熱除去系の停止時冷却モード等除熱するための全てのモードが使用不能になり、さらにSA設備のうちDB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）</p>	<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能を喪失する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること」とは、サブプレッションプール水の平均温度が100℃以上となる状態が継続すること等をいう。</p>	<p>④<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の状態が続き、残りの残留熱除去機能が失われた場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心損傷に至る可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、残留熱除去系の系統のうち使用可能な系統が残り1系統になることをいう。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>(解説) 上記の状態が長期にわたった場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心の損傷に至る可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失すること」とは、主復水器の真空度が一定以上低下すること、原子炉から主復水器に至る配管のうち一の配管において、2基の主蒸気隔離弁を開放できないこと等をいう。</p> <p>「当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと」とは、残留熱除去系の停止時冷却モード等除熱するための全てのモードが使用不能になり、さらにSA設備のうちDB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）</p>	<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）></p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能を喪失する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること」とは、サブプレッションプール水の平均温度が100℃以上となる状態が継続すること等をいう。</p>

	及び即応性を有する設備が機能しないことをいう。 なお、交流電源喪失時の 電源切替え に伴う30分以内の残留熱除去系装置等の機能停止は、施設敷地緊急事態の判断とはならない。			及び即応性を有する設備が機能しないことをいう。 なお、交流電源喪失時の 電源切り替え に伴う30分以内の残留熱除去系装置等の機能停止は、施設敷地緊急事態の判断とはならない。	
⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な 状態又はそのおそれがある状態である ことから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、 警戒事態 の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。) 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する(以下この表において同じ。)	④<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 非常用交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 (解説) 上記の場合、原子炉隔離時冷却系等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 (削る) なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、 非常用交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	⑥<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 非常用交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、 非常用交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。	⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な 状態になる ことから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、 これについても警戒事態 の判断基準とする。 (新設) (新設)	④<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 (解説) 上記の場合、原子炉隔離時冷却系等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機(常設代替電源設備を含む。)から受電できないことをいう(以下この表において同じ。) なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、 交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	⑥<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての 交流母線 からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、 交流母線 からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。
	⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供	⑦<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5		⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供	⑦<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5

<p>給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>	<p>給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>		
	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	<p>⑧<原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>(解説) 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>
<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>(解説) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には通常直ちに</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>(解説) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には通常直ちに</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p>

<p>原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の停止中」は、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を除く（以下この表において同じ。）。</p>	<p>(解説)</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には、通常直ちに原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られる。しかし、当該原子炉容器内の水位が異常低設定値（ECCS（低圧で注水するものに限る。）が作動する水位をいう。）まで低下した場合において、当該ECCSによる注水ができない場合には、注水機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説)</p> <p>上記の場合において、ECCS（低圧で注水するものに限る。）による注水ができないときに、SA設備による注水ができなければ、原子炉容器内の水位の低下が継続する状態であり、炉心の損傷に至る可能性が高くなるため、事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の停止中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を除く（以下この表において同じ。）。</p>	<p>(解説)</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が低下した場合には、通常直ちに原子炉容器内への注水が実施され原子炉容器内の水位の回復が図られる。しかし、当該原子炉容器内の水位が異常低設定値（ECCS（低圧で注水するものに限る。）が作動する水位をいう。）まで低下した場合において、当該ECCSによる注水ができない場合には、注水機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説)</p> <p>上記の場合において、全てのECCS（低圧で注水するものに限る。）による注水ができないときに、SA設備による注水ができなければ、原子炉容器内の水位の低下が継続する状態であり、炉心の損傷に至る可能性が高くなるため、事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持でき</p>	<p>⑩<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メー</p>	<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できな</p>	<p>⑩<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メー</p>

	<p><u>ないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</u></p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>トルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下する<u>こと、又は低下しているおそれがある場合をいう。</u></p>		<p><u>いこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</u></p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>トルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下する<u>こと又は低下しているおそれがある場合をいう。</u></p>
<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは<u>原子炉施設</u>の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p>	<p>⑪<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</u></p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室の環境が悪化し、</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその附属施設</u>の状態を表示する装置若しくは<u>原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）</u>の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>⑪<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p>（新設）</p>
	<p>⑪<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>上記の状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に<u>鑑み</u>、施設</p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>（解説）</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後に</u>圧力上昇又は温度上昇が</p>		<p>⑪<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>（解説）</p> <p><u>上記の様な状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に<u>鑑み</u></p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>（解説）</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後、更に</u>圧力上昇又は温度上</p>

	敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。		施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。
⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑬<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑫<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁の喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑬<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑫<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。
⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。		⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑨<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	

<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑩<火災又は溢水の発生> 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画にお</p>	<p>⑩<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>⑩<火災又は溢水の発生> 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>⑩<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	

<p>いて記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>					
	<p>⑫<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>（解説） 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>⑫<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>（解説） 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
<p>⑭<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>	<p>⑭<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（新設） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>	<p>⑭<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（新設） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（新設） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（新設） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22</p>

	日から4月21日までの検出値の総件数	日から4月21日までの検出値の総件数		件数	件数
⑫—⑰<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	⑮<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	⑫—⑰<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	⑮<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止		①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

※「当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。

<p><u>が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>(解説)</p> <p><u>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態</u>においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p><u>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</u></p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。</p> <p><u>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。</u></p> <p><u>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと若しくは停止したことを確認することができないこと」</u></p>		<p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>	<p>(解説)</p> <p><u>当該状態</u>においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		<p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、当該原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。</u></p> <p><u>「原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。</u></p>
--	--	--	---	--	---

<p>とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>					
<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（解説） 非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p><u>また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</u></p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、<u>重大事故等の防止</u>のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。）」であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に<u>自動起動し</u>、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動でき</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>（解説） 非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、<u>重大事故防止</u>のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。）」であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に<u>自動起動する</u>、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動でき</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備やSA設備のポンプが起動しないこと、これらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

	ることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は <u>含まない</u> （以下この表において同じ。）。			ることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は <u>含まれない</u> （以下この表において同じ。）。	
<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するSA設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において<u>一次</u>冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説）</p> <p><u>一次</u>冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、<u>二次</u>冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>（削る）</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するSA設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において<u>1次</u>冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>（解説）</p> <p><u>1次</u>冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、<u>1次</u>冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>（削る）</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>
<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p><u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（解説）</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な<u>状態又はそのおそれがある状態である</u>ことか</p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>30分間以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>⑤<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p><u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（解説）</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な<u>状態になる</u>ことから、警戒事態の判断基準とす</p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>30分以上</u>継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、</u></p>	<p>⑤<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）></p> <p>全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発</p>

<p>ら、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>	<p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>る。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>かつ、全ての非常用ディーゼル発電機（常設代替電源設備を含む。）から受電できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>
<p>④<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>⑥<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>	<p>⑥<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備から電気をいう。</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>⑥<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備から電気をいう。</p>
<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>⑦<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>

		<p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>			<p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>
<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉容器内の水位を下げた状態で、上記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉容器内の水位を下げた状態で、上記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られ</p>	<p>⑨<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られ</p>	<p>⑨<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集</p>

<p>戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>るが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があると及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「<u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合</u>」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があると及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで<u>低下すること、又は低下しているおそれがある場合</u>をいう。</p>	<p>戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>るが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があると及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「<u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合</u>」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があると及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで<u>低下すること</u>又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>
<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断</p>	<p>⑩<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその付属施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑩<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>原子炉の</u>安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	<p>基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</u></p>	<p>ら、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</u></p>		(新設)	(新設)
	<p>⑩<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>上記の状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後に</u>圧力上昇又は温度上昇が継続した<u>場合には</u>、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>⑩<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>上記の様な状態</u>が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>	<p>④<原子炉格納容器機能の異常></p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した<u>後、更に</u>圧力上昇又は温度上昇が継続した<u>場合には</u>放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑩<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) <u>燃料被覆管障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>2) <u>原子炉冷却系障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>3) 燃料被覆管障壁の喪失</p> <p>4) 原子炉冷却系障壁の喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action</p>	<p>⑫<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p>	<p>⑪<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説) 以下のケースが考えられる。</p> <p>燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	<p>⑩<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) <u>燃料被覆管障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>2) <u>原子炉冷却系障壁の喪失</u>するおそれ</p> <p>3) 燃料被覆管障壁の喪失</p> <p>4) 原子炉冷却系障壁の喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action</p>	<p>⑫<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(解説) 以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p>	<p>⑪<障壁の喪失></p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説) 以下のケースが考えられる。</p> <p>燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

<p>Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	<p>3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>		<p>Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	<p>3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	
<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑨<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	

<p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
	<p>⑪<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>⑪<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
	<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>		<p>⑬<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>
<p>⑪—⑮<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれが</p>	<p>⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>⑪—⑮<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれが</p>	<p>⑭<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

あることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	あることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。
---	--	---	---	--	---

※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(解説)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅは、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在したまま廃止措置計画が認可され、廃止措置が講じられている施設固有の特性及び状態にあることから、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在する間の具体的なEALの設定については、3.及び5.に掲げるEALの枠組みを参考に、当該施設の特性及び状態を踏まえて原子力事業者が行う。

※「当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。

3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(新設)

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
		<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>具体的には原子炉自動トリップ（主炉停止系、後備炉停止系）、原子</p>			<p>①<原子炉停止機能の異常> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>具体的には原子炉自動トリップ（主炉停止系、後備炉停止系）、原子</p>

		炉手動トリップ及び原子炉自動トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップに失敗する事象である。			炉手動トリップ及び原子炉自動トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップに失敗する事象である。
	<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（解説） 「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。 炉心の損傷に至る可能性が高いことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説） 主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、もんじゅにおける補助冷却設備の自然循環除熱又はメンテナンス冷却設備のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>①<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（解説） 「原子炉の運転中」には、停止操作後の冷温停止に至るまでの状態を含む（以下この表において同じ。）。 炉心の損傷に至る可能性が高いことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説） 主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、もんじゅにおける補助冷却設備の自然循環除熱、メンテナンス冷却設備のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
	<p>②<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>（解説） 上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>②<原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）> 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>（解説） 上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
<p>①<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及</p>	<p>①<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>③<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその</p>	<p>④<電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその</p>

<p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であるになることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設の非常用発電機から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>	<p>58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、補助冷却設備による自然循環除熱等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る)</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状況であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、補助冷却設備による自然循環除熱等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機（常設の非常用発電機を含む。）から受電できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状況であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>
	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>

		<p>⑥<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>			<p>⑥<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」</u>とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>
	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の停止中に<u>補助冷却設備及びメンテナンス冷却系により残留熱の除去（補助冷却設備による自然循環除熱も含む。）</u>を行っているが、これら全ての除熱機能が喪失した場合であり、直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部が露出するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>		<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉の停止中に<u>補助冷却設備（自然循環除熱も含む。）及びメンテナンス冷却系により残留熱の除去</u>を行っているが、これら全ての除熱機能が喪失した場合であり、直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部が露出するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>
<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場</p>	<p>⑧<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当</p>	<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p>	<p>⑥<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合</p>	<p>⑧<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当</p>

<p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があり、液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があり、液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があり、液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があり、液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>③<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 <u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなく</u></p>	<p>⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説) <u>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u> <u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなく</u></p>	<p>③<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>、<u>原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説) <u>原子炉の</u>安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p>

	なる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	なることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。			「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。
	⑩<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 (解説) 上記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は、施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	③<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (解説) 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。		⑩<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 (解説) 上記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は、施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。	③<原子炉格納容器機能の異常> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (解説) 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。
⑥<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事	⑩<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑥<障壁の喪失> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁の喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	⑪<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (解説) 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事	⑩<障壁の喪失> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。

	業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。			業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	
④<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が 喪失する前に 関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。	⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。		④<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が 喪失する以前に 関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。	⑧<事業所内通信設備又は外部への通信設備> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。	
⑤<火災又は溢水の発生> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力	⑨<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の 場合は 、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力		⑤<火災又は溢水の発生> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力	⑨<火災又は溢水の発生> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) 上記の 場合 、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力	

<p>規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
	<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>⑪<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>		<p>⑫<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>⑪<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>
<p>⑦—⑩<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑫<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦—⑩<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑬<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑫<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

(解説)
これらの施設については、その特性が多様であることから、具体的なEALの設定については、次に掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。
① ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設にあっては、通報規則第7条第1号の表二及び第14条の表二に掲げる事象（下表の解説部分を含む。）
② 試験研究用原子炉施設にあっては、通報規則第7条第1号の表ホ及び第14条の表ホに掲げる事象

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

(解説)
これらの施設については、その特性が多様であることから、具体的なEALの設定については、次に掲げる事象に加え、当該施設の特性及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。
① ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）第7条第1号の表二及び第14条の表二に掲げる事象（下表の解説部分を含む。）

		② 試験研究用原子炉施設にあっては、通報規則第7条第1号の表ホ及び第14条の表ホに掲げる事象	
(1) 原災法第10条に基づく通報の事象	(2) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象	(1) 原災法第10条に基づく通報の事象	(2) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象
	<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができない<u>こと</u>、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>具体的には原子炉自動スクラム(主炉停止系、後備炉停止系)、原子炉手動スクラム及び原子炉自動スクラム遮断器の手動開放による原子炉スクラムに失敗する事象である。</p>		<p>①<原子炉停止機能の異常></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができない<u>こと</u>又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>具体的には原子炉自動スクラム(主炉停止系、後備炉停止系)、原子炉手動スクラム及び原子炉自動スクラム遮断器の手動開放による原子炉スクラムに失敗する事象である。</p>
<p>①<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材を<u>くみ上げる</u>設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>くみ上げ</u>量を超える漏えいが発生することにより、冷却機能が失われることから、通報の事象とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、主冷却系の自然循環除熱、補助冷却系のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>	<p>①<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中に原子炉冷却材を<u>汲み上げる</u>設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>汲み上げ</u>量を超える漏えいが発生することにより、冷却機能が失われることから、通報の事象とする。</p>	<p>②<原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)></p> <p>原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>主冷却系及び補助冷却設備の強制循環による熱除去ができなくなった場合において、主冷却系の自然循環除熱、補助冷却系のいずれによっても原子炉停止後の残留熱を除去できない場合であり、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>
<p>②<原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が</p>		<p>②<原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)></p> <p>原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が</p>	

	<p>喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、通報の事象とする。</p>			<p>喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、更に他の熱除去機能による除熱が行われなくなると炉心の損傷に至る可能性があることから、通報の事象とする。</p>	
	<p>③<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。 「5分間以上」とは、電源の瞬停等を除外するために定めたものである(以下この表において同じ。)</p>			<p>③<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。 「5分以上」とは、電源の瞬停等を除外するために定めたものである(以下この表において同じ。)</p>	
	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 非常用直流電源系が1系統になった場合に直ちに原子炉や原子炉格納容器の健全性が脅かされるものではないが、原子炉施設の監視・制御機能が低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、通報の事象とする。</p>	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>		<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 非常用直流電源系が1系統になった場合に直ちに原子炉や原子炉格納容器の健全性が脅かされるものではないが、原子炉施設の監視・制御機能が低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、通報の事象とする。</p>	<p>④<電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)> 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>

		<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水が喪失することによる冷却能力の低下等により、炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとする。</p>			<p>⑤<原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）></p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水が喪失することによる冷却能力の低下等により、炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとする。</p>
	<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部の露出という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が照射済燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>		<p>⑤<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、除熱機能の喪失という事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。</p>	<p>⑥<停止中の原子炉に関する異常></p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>（解説）</p> <p>直ちに炉心の損傷に至ることはないが、照射済燃料集合体の一部の露出という事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p> <p>「照射済燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉容器内の水位が照射済燃料集合体の有効燃料頂部より低いことをいう。</p> <p>「液位」とは、ナトリウムの液位をいう。</p>
		<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済</p>			<p>⑦<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済</p>

		<p>燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>			<p>燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>(解説) 通常直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下するという事象の重大性に鑑み、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できない状態にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて原子力緊急事態宣言の発生を示す事象とする。</p>
	<p>⑥<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉制御室以外の場所から原子炉を停止すること及び原子炉から残留熱を除去することができるが、原子炉制御室が使用できなくなるという事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「原子炉制御室が使用できなくなること」とは、原子炉制御室に火災等の事態が発生し、全ての操作員が退去しなければならないような事態が生じることをいう。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>		<p>⑥<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 上記の場合、原子炉制御室以外の場所から原子炉を停止すること及び原子炉から残留熱を除去することができるが、原子炉制御室が使用できなくなるという事象の重大性に鑑み、通報の事象とする。 「原子炉制御室が使用できなくなること」とは、原子炉制御室に火災等の事態が発生し、全ての操作員が退去しなければならないような事態が生じることをいう。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>
		③<原子炉格納容器機能の異常>			③<原子炉格納容器機能の異常>

		<p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えい事象が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達する事象又は原子炉格納容器内の温度が当該格納容器の設計上の最高使用温度に達した事象であり、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>			<p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えい事象が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達する事象又は原子炉格納容器内の温度が当該格納容器の設計上の最高使用温度に達した事象であり、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、原子力緊急事態宣言の発生を示す事象とする。</p>
	<p>⑧<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑩<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>		<p>⑧<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑩<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>
	<p>⑦<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊</p>	<p>⑨<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>		<p>⑦<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外の起因による事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊</p>	<p>⑨<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外の起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから原子力緊急事態の発生を示す事象とする。</p>

	<p>急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があることから通報の事象とする。</p>			<p>急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があることから通報の事象とする。</p>	
--	--	--	--	--	--

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態 を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態レベル を判断するEAL
<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。			維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。		
	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>		<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
<p>②—⑥<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②—⑥<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
--	---	--	--	---	--

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態 を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、 全面緊急事態レベル を判断するEAL
<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できな</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できな</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

<p>いおそれがある場合をいう。</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（<u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係るものに限る。</u>）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（<u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係るものに限る。</u>）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3か月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>いおそれがある場合をいう。</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設 <u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</u></p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>②<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設 <u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。</u></p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（<u>3ヶ月</u>平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
<p>②—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>③<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説）</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
--	---	--	--	---	--

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものについては、**炉規法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものについては、**規制法**第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 <u>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。)</u> <u>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用</u></p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上)継続すること。</p> <p>(解説) 照射済燃料集合体の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。</p> <p>(解説) 照射済燃料集合体の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、<u>これについても警戒事態</u>の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>(解説) 照射済燃料集合体の損傷に至る可能性があることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機(常設の非常用発電機を含む。)か</u></p>	<p>①<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。</p> <p>(解説) 照射済燃料集合体の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急</p>

<p><u>交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</u></p>	<p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>面緊急事態の判断基準とはならない。</p>		<p><u>ら受電できないことをいう（以下この表において同じ。）。</u></p> <p>なお、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において求められる常設の非常用発電機が30分以内に接続され、<u>交流母線</u>からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	<p>事態の判断基準とはならない。</p>
	<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が<u>5分間以上</u>継続すること。</p> <p>（解説） 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった<u>場合は</u>、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>5分間以上</u>継続すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が<u>5分以上</u>継続すること。</p> <p>（解説） 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった<u>場合</u>、非常用直流母線からの電気の供給が停止するというおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>②<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が<u>5分以上</u>継続すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>（解説） 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下することをいう。</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説） 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説） 上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり液位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準</p>	<p>②<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>（解説） 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、その原因によっては液位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下することをいう。</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できない<u>こと</u>又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説） 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され液位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の液位が低下し、その液位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>（解説） 上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、液位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある</p>

	<p>当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の液位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の液位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>とする。また、当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>		<p>当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の液位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の液位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>	<p>場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び液位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該液位まで低下すること又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>
<p>③<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施</u></p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の</u></p>	<p>③<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその付属施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室</u>の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>④<原子炉制御室等に関する異常></p> <p><u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</u></p> <p>(新設)</p>

	設敷地緊急事態の判断基準とする。	判断基準とする。			
<p>④<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合は、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>④<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合は、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑤<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>⑥<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>⑤<火災又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>⑥<火災又は溢水の発生></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	

<p>ととする。</p>	<p>⑦<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>⑤<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（5号炉及び6号炉に係るものに限る。）の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>ととする。</p>	<p>⑦<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>⑤<放射線量等の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設5号炉及び6号炉に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。 例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＝1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和／1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
<p>⑥—⑪<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>⑥<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑥—⑪<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> 地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>⑥<その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

	があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。			があり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
8. 再処理施設			8. 再処理施設		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
<p>①<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した状態において、溶液が沸騰すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、溶液から蒸気が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している状態となり、この状態が継続することで揮発性の放射性物質が発生し、当該溶液が蒸発乾固に至ることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能」とは、セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能をいう。</p>		<p>②<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>（解説）</p> <p>当該機能が喪失し、溶液の沸騰が継続すると、高レベル放射性廃液等が蒸発乾固し、揮発性のルテニウムが建屋外に放出する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>①<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した状態において、溶液が沸騰すること。</p> <p>（解説）</p> <p>上記の場合、溶液から蒸気が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している状態となり、この状態が継続することで揮発性の放射性物質が発生し、当該溶液が蒸発乾固に至ることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能」とは、セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能をいう。</p>		<p>②<蒸発乾固の発生></p> <p>再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>（解説）</p> <p>当該機能が喪失し、溶液の沸騰が継続すると、高レベル放射性廃液等が蒸発乾固し、揮発性のルテニウムが建屋外に放出する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>②<電源供給機能の異常></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>			<p>②<電源供給機能の異常></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p>		

<p>(解説)</p> <p>上記の場合、可搬型ポンプ等の交流電源を必要としない設備の作動によって、冷却機能等の安全機能は喪失しないが、全ての交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。</p> <p>なお、<u>再処理事業指定基準規則</u>において求められる非常用発電機が30分間以上接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>			<p>(解説)</p> <p>上記の場合、可搬型ポンプ等の交流電源を必要としない設備の作動によって、冷却機能等の安全機能は喪失しないが、全ての交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。</p> <p>なお、<u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）</u>において求められる非常用発電機が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>		
<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>おそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至る</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>③<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>おそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	<p>①<使用済燃料貯蔵槽に関する異常></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力が低下すれば、<u>現場への立入りが困難になる</u>という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

<p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>			<p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>		
<p>④<制御室等に関する異常></p> <p>制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<制御室等に関する異常></p> <p>制御室が使用できなくなること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		<p>④<制御室等に関する異常></p> <p>制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>②<制御室等に関する異常></p> <p>制御室が使用できなくなること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>③<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、再処理施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>		<p>⑤<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>③<事業所内通信設備又は外部への通信設備></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、再処理施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	
<p>⑥<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災、爆発又は</p>	<p>④<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>火災、爆発又は溢水が発生し、安全</p>		<p>⑥<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災、爆発又は</p>	<p>④<火災、爆発又は溢水の発生></p> <p>火災、爆発又は溢水が発生し、安全</p>	

<p>溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>		<p>溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	<p>機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、再処理施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>	
<p>⑦<水素爆発又は有機溶媒等の火災・爆発の発生></p> <p>安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、セル内で火災・爆発が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している又は発生するおそれがあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常、重大事故等の発生時において、貯槽等からセルに放射性物質を導くことで、沈着等による放射性物質の量の低減化を図ることとしているが、それによってセルの内圧上昇や水素の蓄積等が発生するおそれがある場合には、排気系の高性能粒子フィルタにより放射性物質を可能な限り除去し排気する。</p> <p>しかし、拡大防止対策及び異常な水準での放出防止対策が失敗した場合には、セル内での閉じ込めができず、セル等から建屋内に放射性物質が漏えいし、現場への立入りが困難になるおそれがあること、排気系による除去ができずに建屋外へ放射性物質が漏えいする可能性があることから、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>③<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>左記の場合であって、重大事故等の発生時にセルから建屋内に放射性物質が大量に漏えいした場合には、現場への立入りが極めて困難になること、放射性物質の建屋外への異常な漏えいが起こる可能性があること等の事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑦<水素爆発又は有機溶媒等の火災・爆発の発生></p> <p>安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>上記の場合、セル内で火災・爆発が発生する等、設計上定める条件より厳しい条件の下において重大事故等が発生している又は発生するおそれがあることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>⑤<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>通常、重大事故等の発生時において、貯槽等からセルに放射性物質を導くことで、沈着等による放射性物質の量の低減化を図ることとしているが、それによってセルの内圧上昇や水素の蓄積等が発生するおそれがある場合には、排気系の高性能粒子フィルタにより放射性物質を可能な限り除去し排気する。</p> <p>しかし、拡大防止対策及び異常な水準での放出防止対策が失敗した場合には、セル内での閉じ込めができず、セル等から建屋内に放射性物質が漏えいし、現場への立入りが困難になるおそれがあること、排気系による除去ができずに建屋外へ放射性物質が漏えいする可能性があることから、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>③<障壁の喪失></p> <p>セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>左記の場合であって、重大事故等の発生時にセルから建屋内に放射性物質が大量に漏えいした場合には、現場への立入りが極めて困難になること、放射性物質の建屋外への異常な漏えいが起こる可能性があること等の事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p>
<p>⑧<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>⑥<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>④<臨界の発生></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部</p>	<p>⑧<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>⑥<臨界の発生></p> <p>再処理施設の内部において、核燃</p>	<p>④<臨界の発生></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部</p>

<p>料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界の蓋然性が高い状態であり、臨界警報装置等からの警報の発報により、直ちに閉じ込め操作を行うことで、放射性物質の建屋外への放出を抑制する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>料物質が臨界に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界に達することにより、拡大防止対策(可溶性の中性子吸収材の投入による未臨界への移行処置をいう。以下この表において同じ。)ができない等事象の進展によっては、希ガス等の放射性物質の放出の可能性を否定できないことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界に達したか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>	<p>部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>拡大防止対策が実施できない場合又は拡大防止対策の実施後に臨界状態が継続していることが確認された場合、希ガス等の放射性物質の放出が継続する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界状態にあるか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>	<p>料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界の蓋然性が高い状態であり、臨界警報装置等からの警報の発報により、直ちに閉じ込め操作を行うことで、放射性物質の建屋外への放出を抑制する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	<p>料物質が臨界に達すること。</p> <p>(解説)</p> <p>臨界に達することにより、拡大防止対策(可溶性の中性子吸収材の投入による未臨界への移行処置をいう。以下この表において同じ。)ができない等事象の進展によっては、希ガス等の放射性物質の放出の可能性を否定できないことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界に達したか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>	<p>部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p> <p>(解説)</p> <p>拡大防止対策が実施できない場合又は拡大防止対策の実施後に臨界状態が継続していることが確認された場合、希ガス等の放射性物質の放出が継続する可能性があることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、臨界状態にあるか否かの確認については、中性子線の線量率等の測定結果を確認することにより判断する。</p>
	<p>⑦<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑤<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>		<p>⑦<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>⑤<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>
<p>⑨—⑬<地震、津波、再処理施設の重要な故障等、その他再処理施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める再処理施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、再処理施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備を開</p>	<p>⑥<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設周辺の住民の屋内退避を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>⑨—⑬<地震、津波、再処理施設の重要な故障等、その他再処理施設以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める再処理施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>⑧<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、再処理施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備を開</p>	<p>⑥<その他再処理施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響></p> <p>その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>再処理施設周辺の住民の屋内退避を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。

始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。

9. 原子炉の運転等のための施設（1. ～8. に掲げるものを除く。）

なお、加工施設であって、六ふっ化ウランの放出に対する防護措置が必要とされるものについては、六ふっ化ウランの放出に関するEALを設定することとする。

9. 原子炉の運転等のための施設（1. ～8. に掲げるものを除く。）

なお、加工施設であって、六ふっ化ウランの放出に対する防護措置が必要とされる施設については、六ふっ化ウランの放出に関するEALを設定することとする。

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）=1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和/1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）=1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和/1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
①—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>
地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）=1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和/1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>	<p>①<放射線量等の検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>（解説）</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）+毎時5マイクロシーベルト』とする。</p> <p>例）4月22日時点のバックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）=1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和/1月22日から4月21日までの検出値の総件数</p>
①—⑤<地震、津波、原子炉施設の重要な故障等、その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>	②<その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象等による原子力施設への影響>
地震、津波又はオンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内

<p>等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難又は屋内退避を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 当該原子炉の運転等のための施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難又は屋内退避を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説) 当該原子炉の運転等のための施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>
---	--	---	---	--	---